

資料 1

『パワーポイント説明資料』

「札幌市公園整備方針（案） ～未来につなぐ、メリハリある公園づくり～」 について

平成28年度 緑の審議会(第73回)
平成28年(2016年)10月27日

審議にあたって

【諮問の内容について】

- ア これまでの審議
- イ 諮問

【審議の進め方】

- ウ 構成と審議スケジュール
- エ 本日の審議

審議にあたって

【諮問の内容について】

ア これまでの審議

イ 諮問

【審議の進め方】

ウ 構成と審議スケジュール

エ 本日の審議

■ 2年間の審議

平成26年度審議

(第66～69回)

「札幌市長寿命化計画の策定に向けた公園施設の基本的な考え方について」

- ①機能分担の考え方
- ②有料運動施設のあり方
- ③公園トイレのあり方

再整備の考え

平成27年度審議

(第70～71回)

「身近な公園の新規整備方針策定に向けた基本的な考え方について」

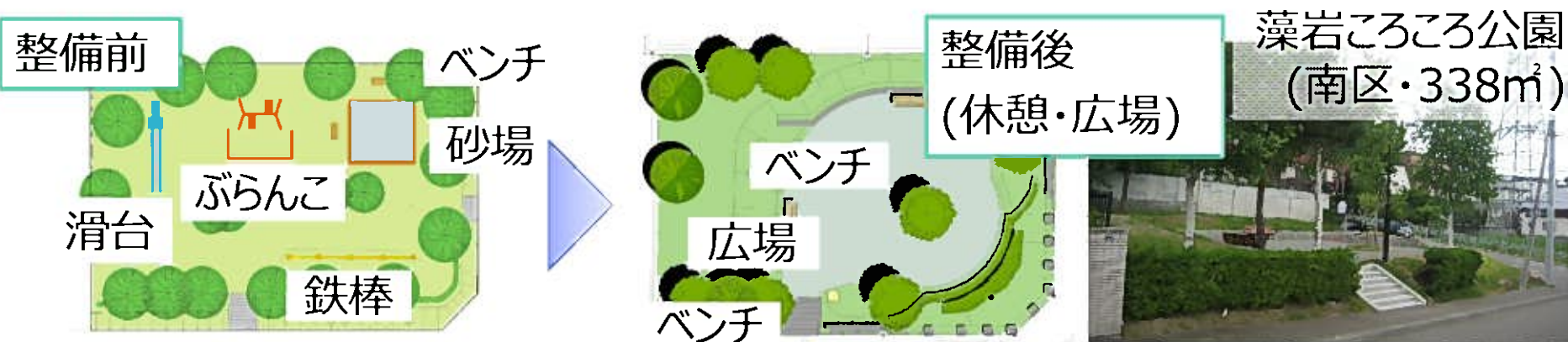
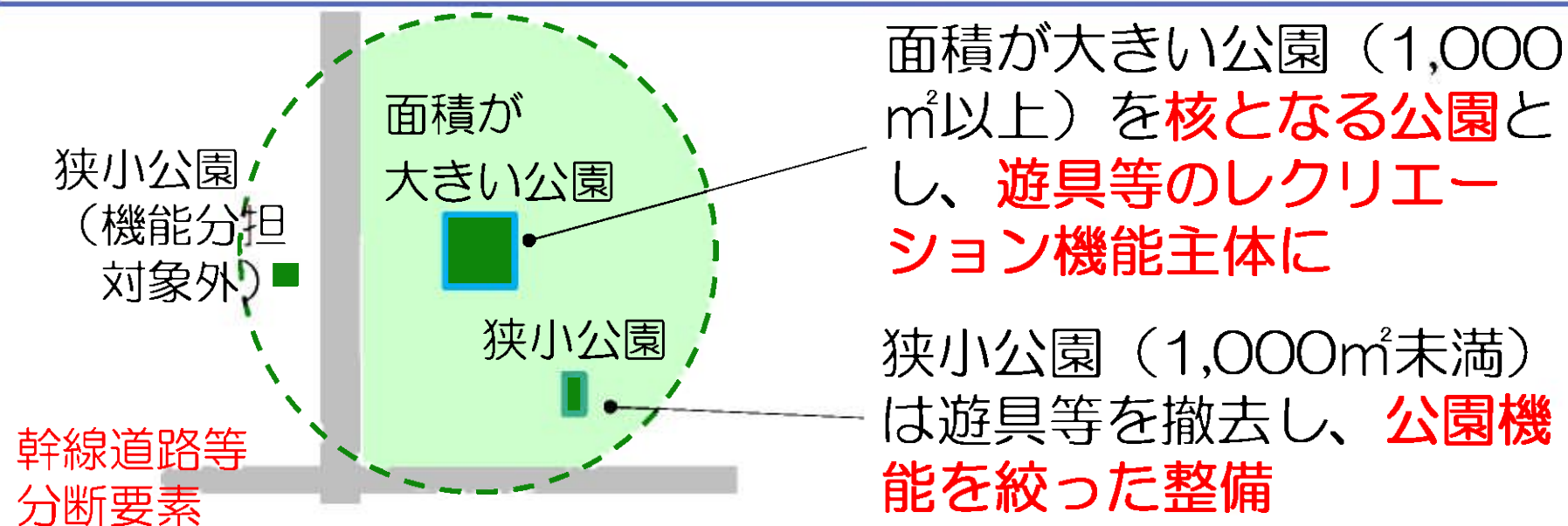
- ①街区公園を新規整備する地域
- ②新規整備する最低面積

新規整備の考え

緊急的な課題について、議論

■平成26年度（①機能分担の考え方）

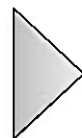
誘致圏内に狭小の街区公園がある場合、機能分担を図る



■平成26年度（②有料運動施設のあり方）

テニスコート

年間ピーク時でも、
施設の1割が
空いている

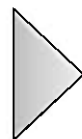


- ・総面数を削減（低利用率
コートを廃止、無料化）
- ・利便のため、公園あたりの多
面数化を検討



野球場・サッカー場

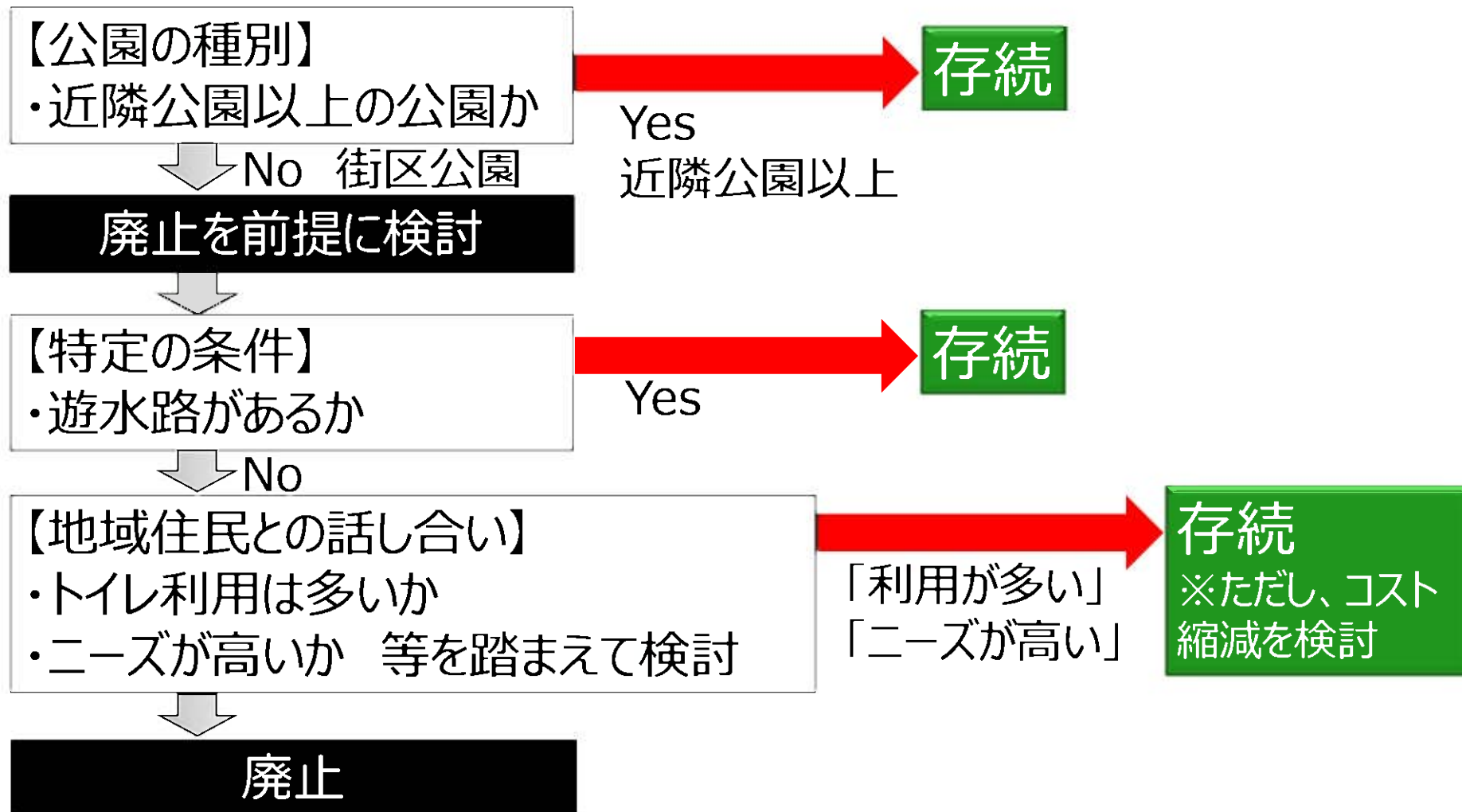
年間ピーク時の利用
がほぼ100%



現状の施設数を維持

■平成26年度（③公園トイレのあり方）

利用の少ない公園トイレは廃止していく



■平成27年度（①街区公園を新規整備する地域）

地域特性に応じて、整備効果が高い地域を抽出し、新規整備等を進める

選定フロー

- I 人口動態や土地利用
- II まちづくり戦略ビジョン
- III 身近な公園の整備水準
- IV 地域の核となる公園の空白域

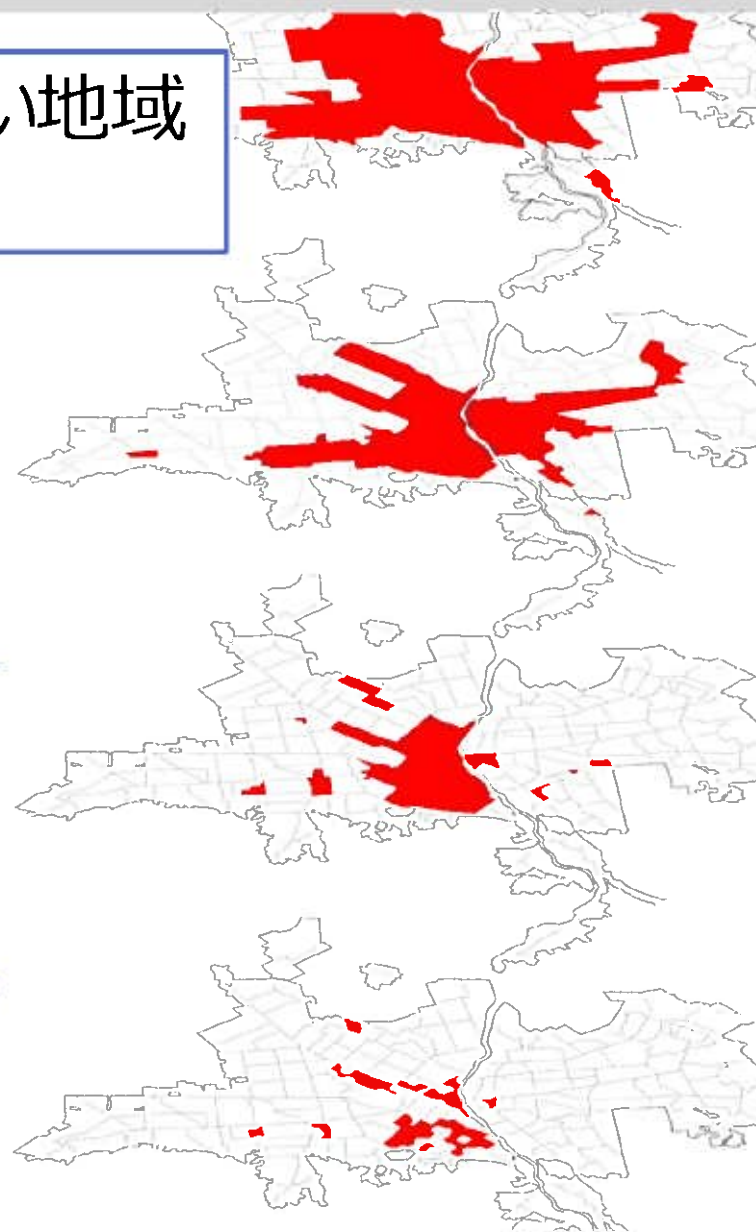
V 既存の狭小公園の有無

無

新規整備
推進地域

有

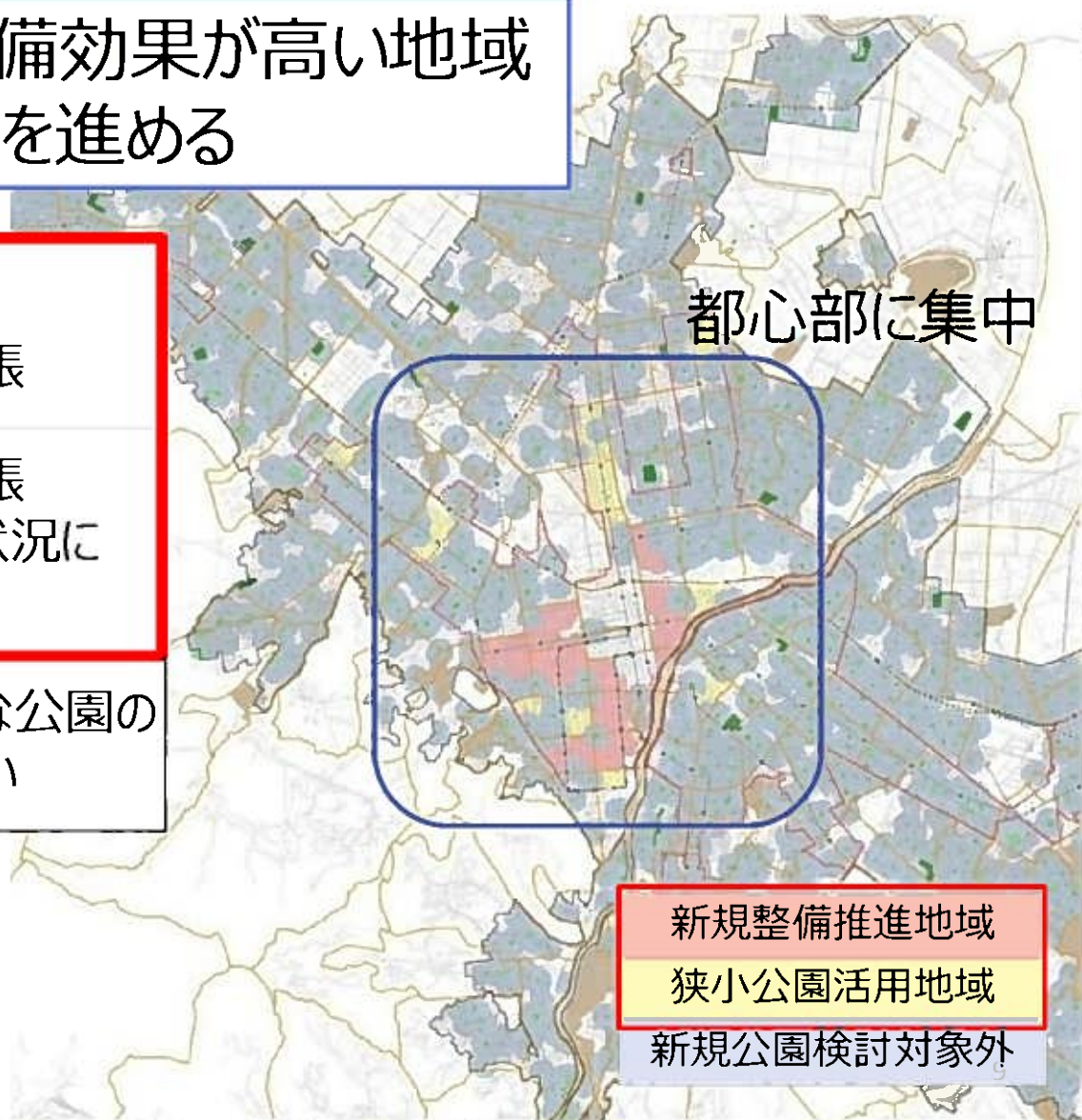
狭小公園
活用地域



■平成27年度（①街区公園を新規整備する地域）

地域特性に応じて、整備効果が高い地域を抽出し、新規整備等を進める

新規整備 推進地域	・新規整備 ・狭小公園の拡張
狭小公園 活用地域	・狭小公園の拡張 ・新規整備は、状況に 応じて検討
新規公園 検討対象外	基本的に、新たな公園の 整備を検討しない



都心部に集中

新規整備推進地域
狭小公園活用地域
新規公園検討対象外

■平成27年度 (②新規整備する最低面積)

概ね1,000m²以上を確保
(地域に必要な公園機能を最低限確保できる面積)

地域に必要な公園機能

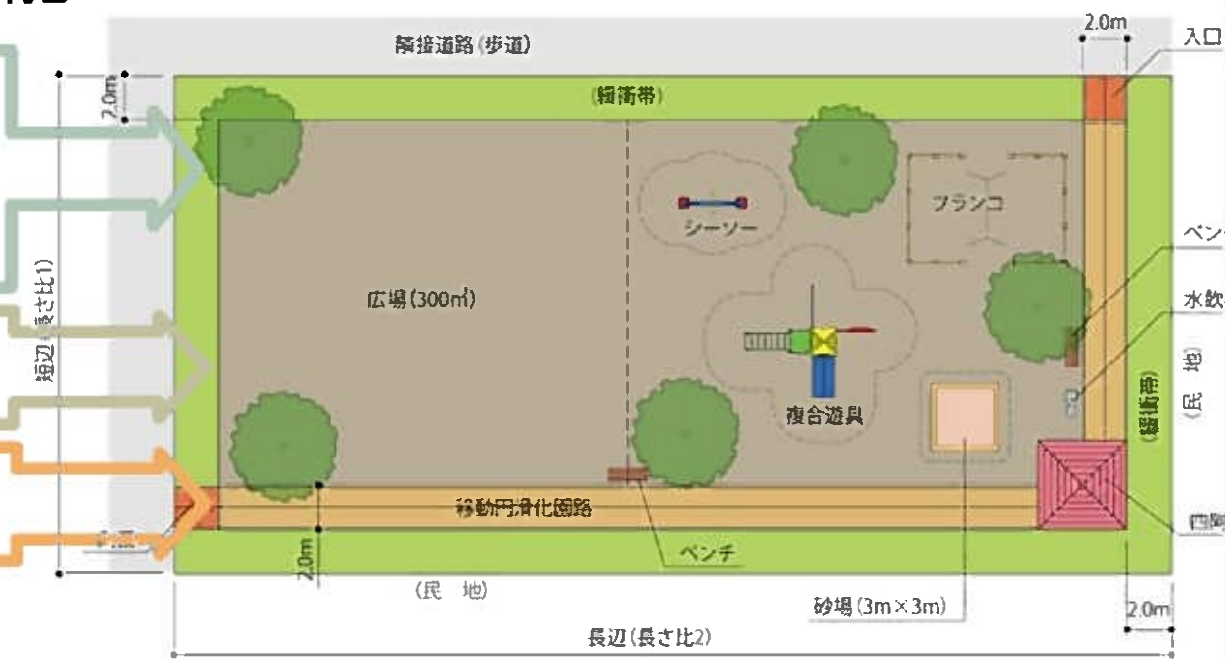
1) 環境保全

2) 景観形成

3) コミュニティ形成

4) レクリエーション

5) 防災



1,000m²以上で効果が高い

■これまでの審議内容と今回の整備方針の関係

平成26年度審議

再整備の考え

平成27年度審議

新規整備の考え

- ・新しいアイデアを盛り入れる
- ・より詳細な実行計画

公園整備に関する様々な考え方を
実行していくために総合的に整理

平成28年度審議

「札幌市公園整備方針」(案)の策定について

「札幌市公園整備方針」(案)の策定について

【理由(抜粋)】

- 札幌市が抱える公園の課題に対し、
- 一昨年度は「公園の機能分担」や「公園トイレのあり方」といった再整備の考え、昨年度は、公園未充足区域等における新規整備の考えについて、審議いただいた。
- 今後、限りある財源の中、市民の最大の満足が得られる公園を提供していくため、公園整備に関する様々な考え方を総合的に整理し、より効率的、効果的に新規整備、再整備等を進めていくことが必要。
- 公園整備に関する総合的な方針となる「札幌市公園整備方針」(案)の策定についてお諮りする。

審議にあたって

【諮問の内容について】

ア これまでの審議

イ 諮問

【審議の進め方】

ウ 構成と審議スケジュール

エ 本日の審議

■ 構成

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

1 『配置』から見る将来像	2 『種類』から見る将来像	3 『施設』から見る将来像
---------------	---------------	---------------

第4章 将来像の実現に向けた施策

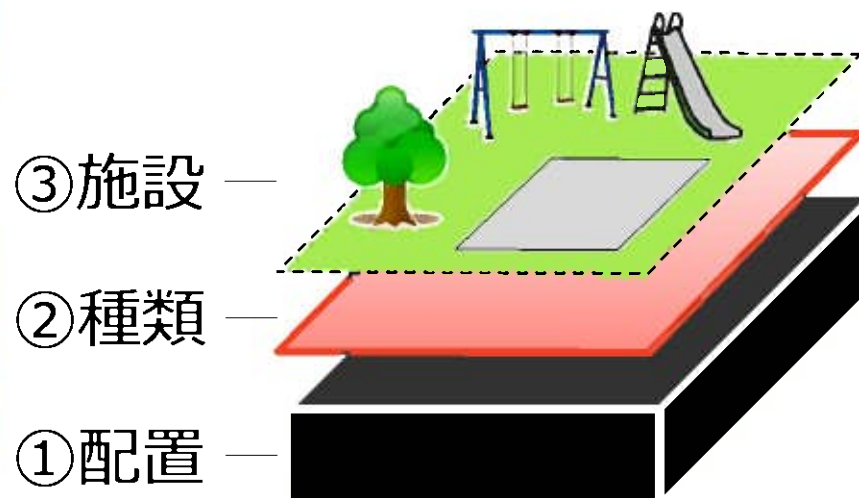
1 『配置』に関する施策	2 『種類』に関する施策	3 『施設』に関する施策
--------------	--------------	--------------

4 公園機能のさらなる充実へ

第5章 運用にあたって

【目的を達成するための3つの視点】

- ① **配置**…公園そのもの
- ② **種類**…公園の役割・性格
- ③ **施設**…公園におく機能・もの



■ 審議スケジュール

①第73回（本日）
・内容

②第74回（12/14）
・内容

③第75回（1月予定）
・内容、方針案

④第76回（2月予定）
・方針案

パブリックコメント

策定

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

1『配置』
から見る
将来像

2『種類』
から見る
将来像

3『施設』
から見る
将来像

第4章 将来像の実現に向けた施策

1『配置』
に関する
施策

2『種類』
に関する
施策

3『施設』
に関する
施策

4 公園機能のさらなる充実へ

第5章 運用にあたって

■ 審議スケジュール

①第73回(本日)

- ・はじめに
- ・基本的な考え
- ・公園の配置
- ・公園の施設

パワー
ポイント資料
(内容の
検討)

方針案
イメージ
※参考資料

②第74回(12月14日)

- ・公園の種類

③第75回(1月予定)

- ・残項目
- ・方針案

方針案
(記載内容
の検討)

④第76回(2月予定)

- ・方針案

1. 審議にあたって

2. 第1章 はじめに
第2章 基本的な考え

休憩

3. 第3・4章- 1
公園の配置の方針

4. 第3・4章- 3
公園の施設の方針

第1章 はじめに

- 1 公園の効果
- 2 現状の整理
- 3 方針策定の目的
- 4 方針の位置付け

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 『配置』から
見る将来像 | 2 『種類』から
見る将来像 | 3 『施設』から
見る将来像 |
|-------------------|-------------------|-------------------|

第4章 将来像の実現に向けた施策

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 1 『配置』に
関する施策 | 2 『種類』に
関する施策 | 3 『施設』に
関する施策 |
| 4 公園機能のさらなる充実へ | | |

第5章 運用にあたって

第1章 はじめに

1 公園の効果

- 2 現状の整理
- 3 方針策定の目的
- 4 方針の位置付け

公園が存在することで生まれる効果は多様

公園の多様な効果

- ①防災性向上効果
- ②環境維持・改善効果
- ③健康・レクリエーション
空間提供効果
- ④景観形成効果
- ⑤文化伝承効果
- ⑥子育て、教育効果
- ⑦コミュニティ形成効果
- ⑧観光振興効果
- ⑨経済活性化効果

※国土交通省「都市公園のストック効果向上に向けた手引き(平成28年5月)」より引用



多機能性の発揮

公園は都市の住環境形成において必要不可欠

第1章 はじめに

1 公園の効果

2 現状の整理

3 方針策定の目的

4 方針の位置付け

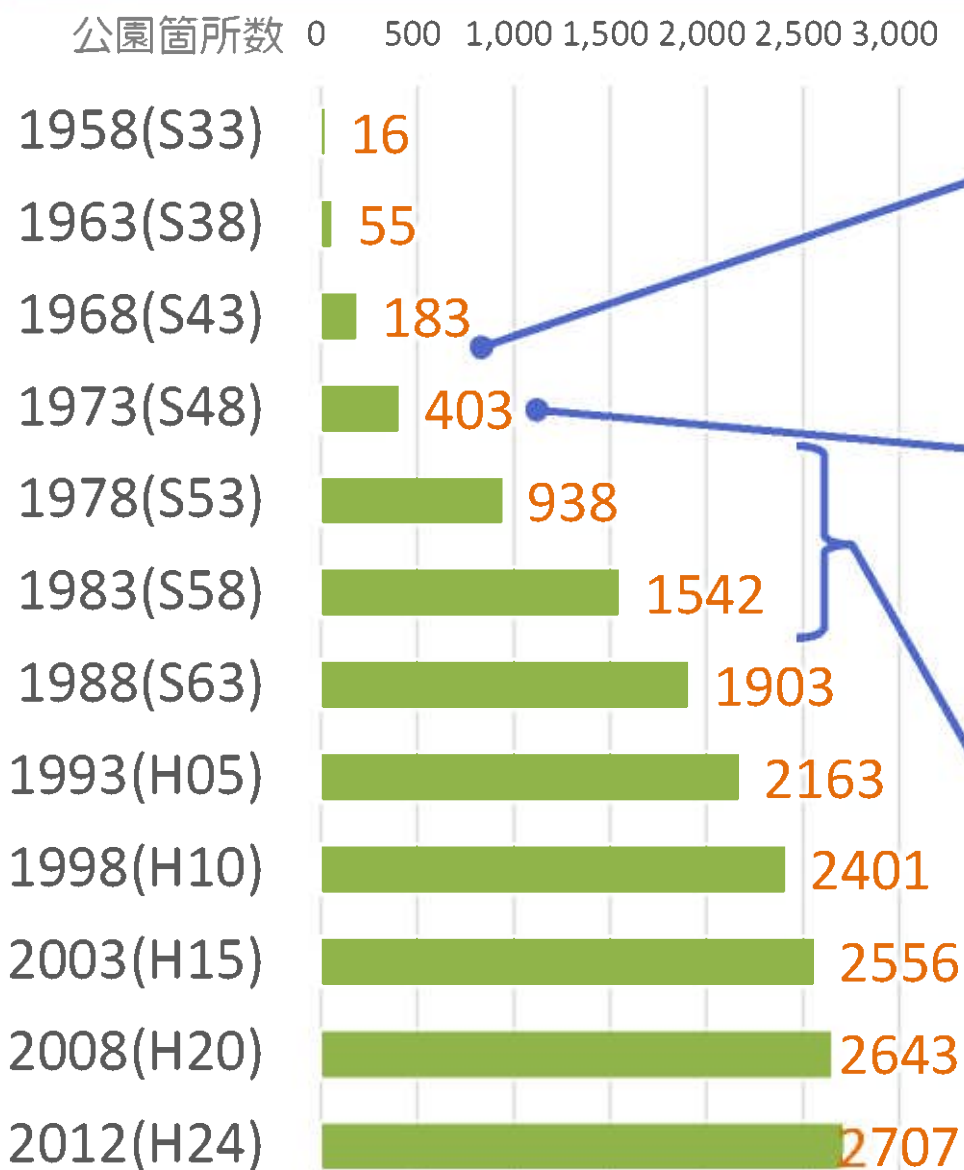
(1)公園整備の経緯

(2)現状

(3)課題

(4)全国の動向

(1) 公園整備の経緯 P5



■ 身近な公園の整備

1972 (S47)

- ・札幌オリンピック開催
- ・政令指定都市に移行

1973(S48)～2016(H28)

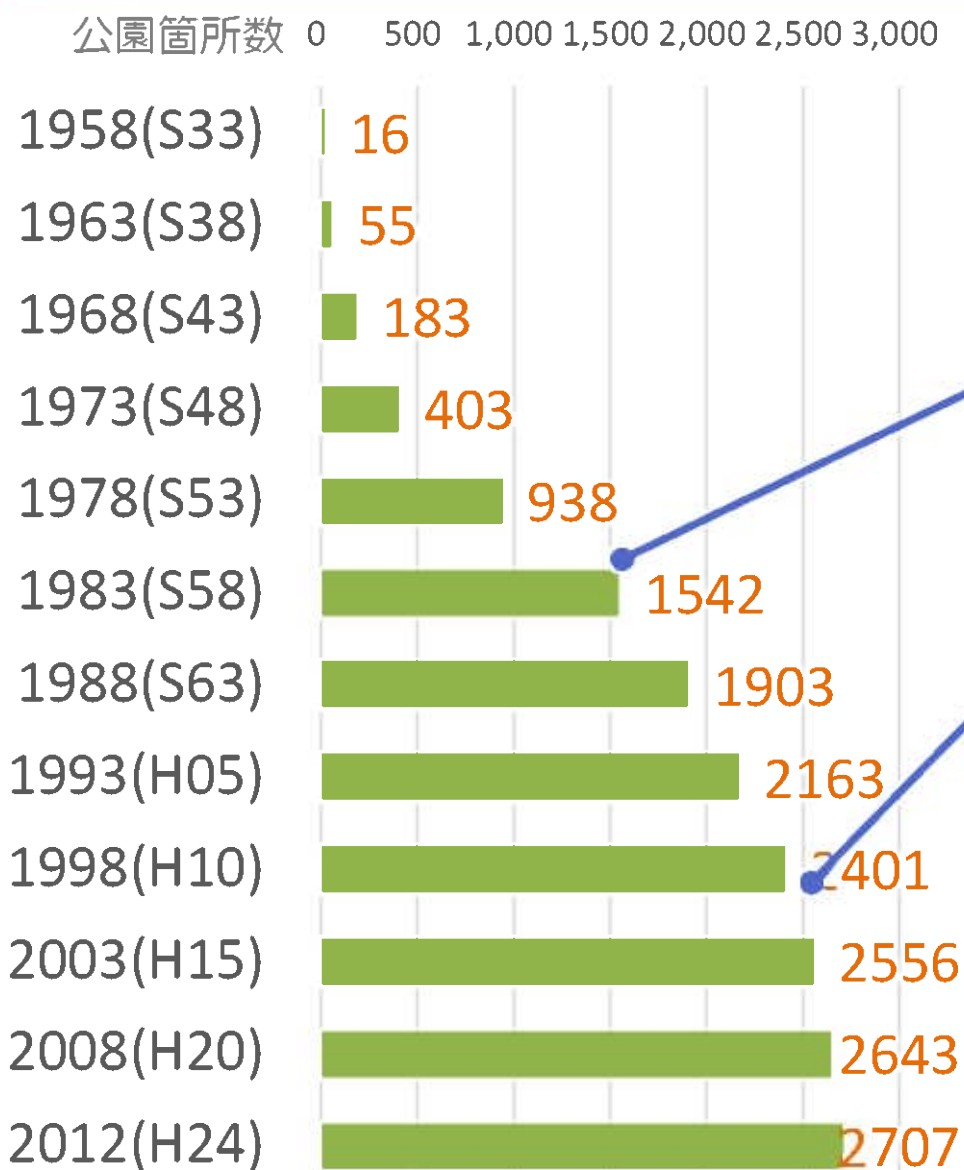
- ・住区整備基本計画に基づく整備
道路・学校・公園の配置計画

1975(S50)～(10年間)

- ・児童公園100ヶ所作戦

児童公園 (現在の街区公園)
を年間100ヶ所整備する事業

(1) 公園整備の経緯 P5



■ 大規模公園等の整備

1982(S57)～

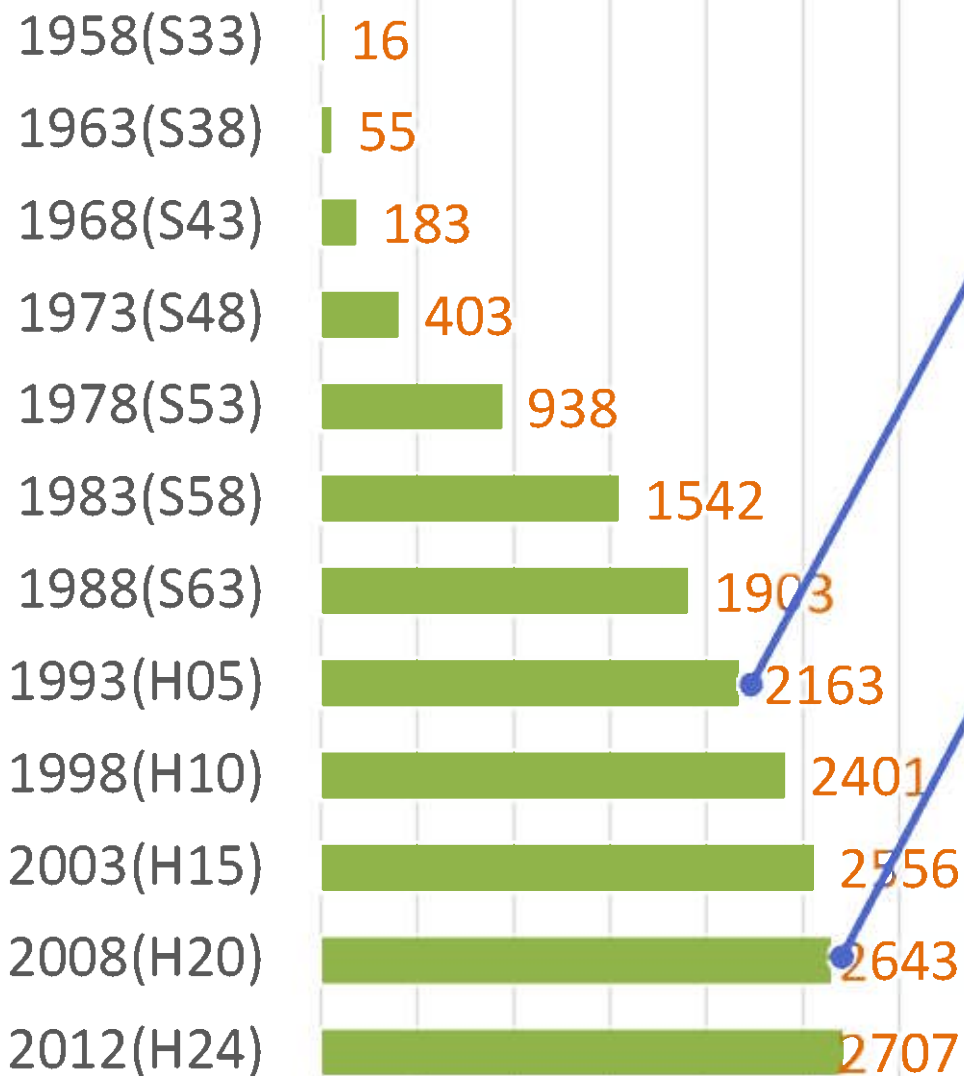
- ・環状グリーンベルト構想
市街地を緑の帯で包み込もうとする構想

1999(H11)～

- ・1区1総合運動公園
概ね各区に1総合公園と1運動公園を配置する計画

(1) 公園整備の経緯 P5

公園箇所数 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000



■ 再整備

1993(H5)～

・個性あふれる公園整備事業
老朽化した身近な公園を対象に、地域のニーズを取り入れて再整備を行う事業

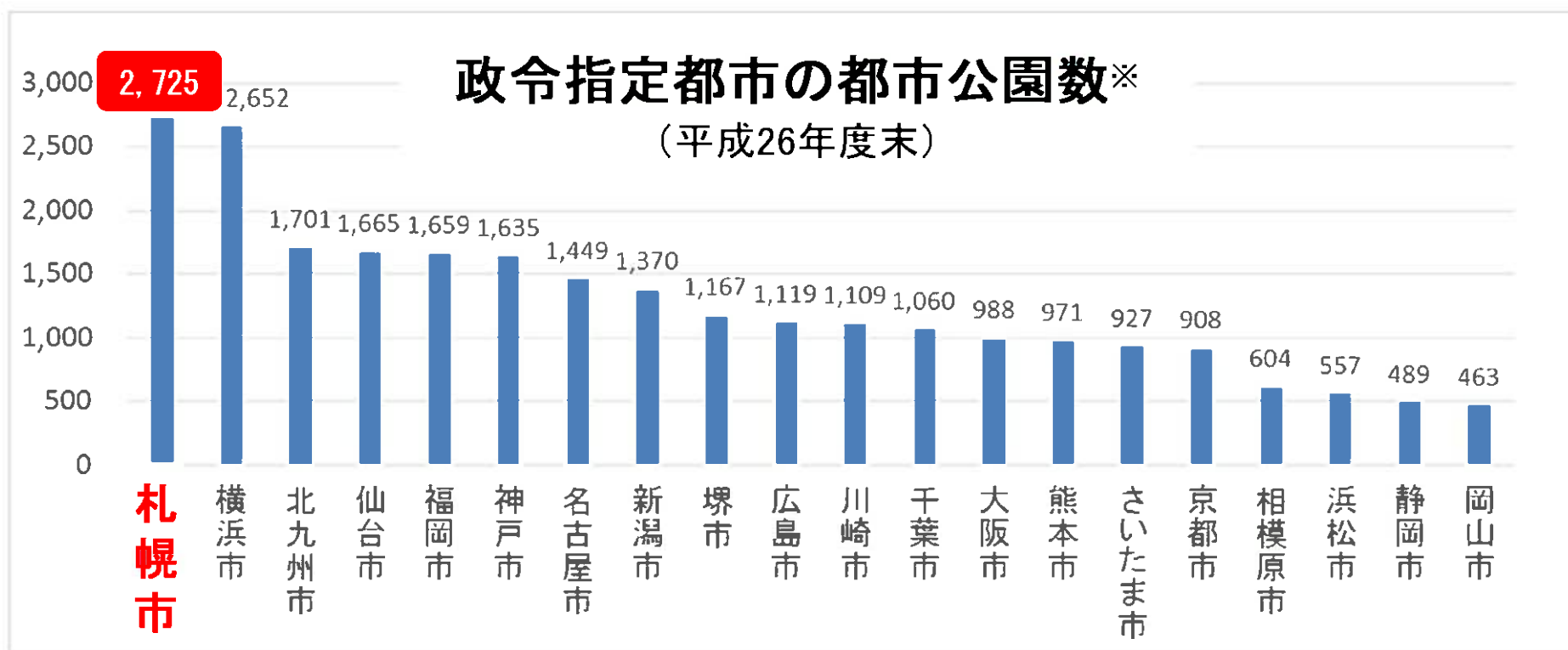
2008(H20)～2011(H23)

・福祉と多世代のふれあい公園づくり事業
公園の一角に、就学前の小さな子供を対象とした「キッズコーナー」を整備する事業

(2) 現状 P6

公園数が多い

- 2,727ヶ所（平成28年3月現在）
- 札幌市は政令指定都市の中で最も多い。



※県立公園・国営公園等を含むこと、統計年度が異なることから平成28年3月現在の値とは一致しない

(2) 現状 P6

条例に定める公園面積の標準値をほぼ達成

- 一人当たりの公園面積の標準
条例：13m²以上
現在：12.7 m²(平成28年3月現在)
- 一人当たりの市街地の公園面積の標準
条例：10m²以上
現在：9.7m²(平成27年3月)

(2) 現状 P6

魅力的な大規模公園

- 「1区1総合運動公園」計画に基づき整備
- その他、大通公園、創成川公園（特殊公園）
石山緑地、山口緑地（都市緑地）等



百合が原公園（北区・総合公園）



創成川公園（中央区・特殊公園）

(3) 課題 P7

社会状況の変化

- ・人口減少社会の到来、少子高齢化の進行
- ・自治体の財政状況の悪化



課題

① 地域間での公園配置の偏り

- ・中央区等の不足地域と、郊外等の狭小公園密集地域

② 膨大な公園施設の老朽化

- ↳ 現状の公園施設量の継続は困難

③ ニーズの変化と機能重複

(3) 課題 P7

① 公園配置の偏り

中央区等で身近な公園が不足

一人あたりの住区基幹公園面積

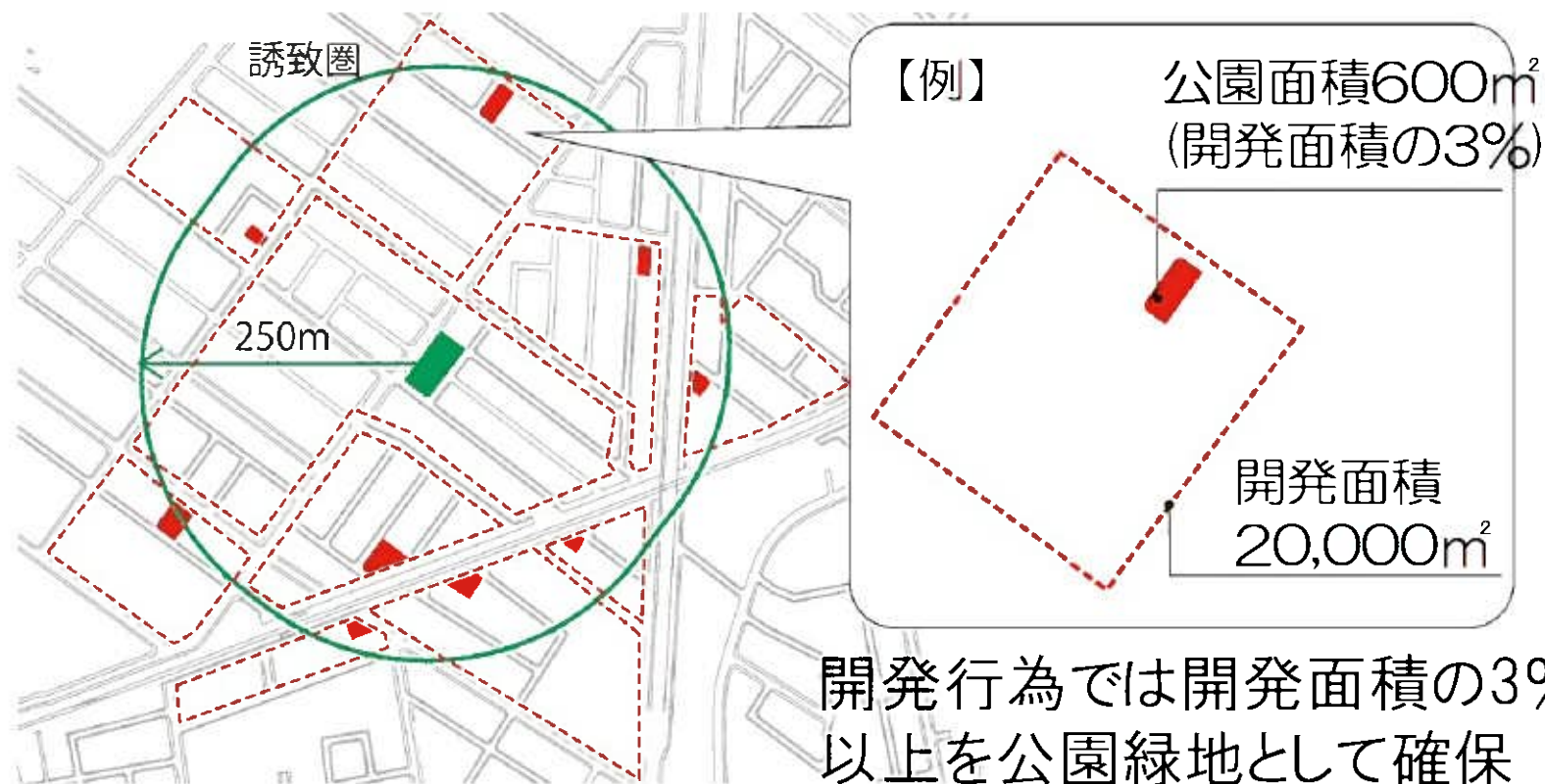


(3) 課題 P7

① 公園配置の偏り

郊外では1,000m²未満の狭小公園が密集している地域も

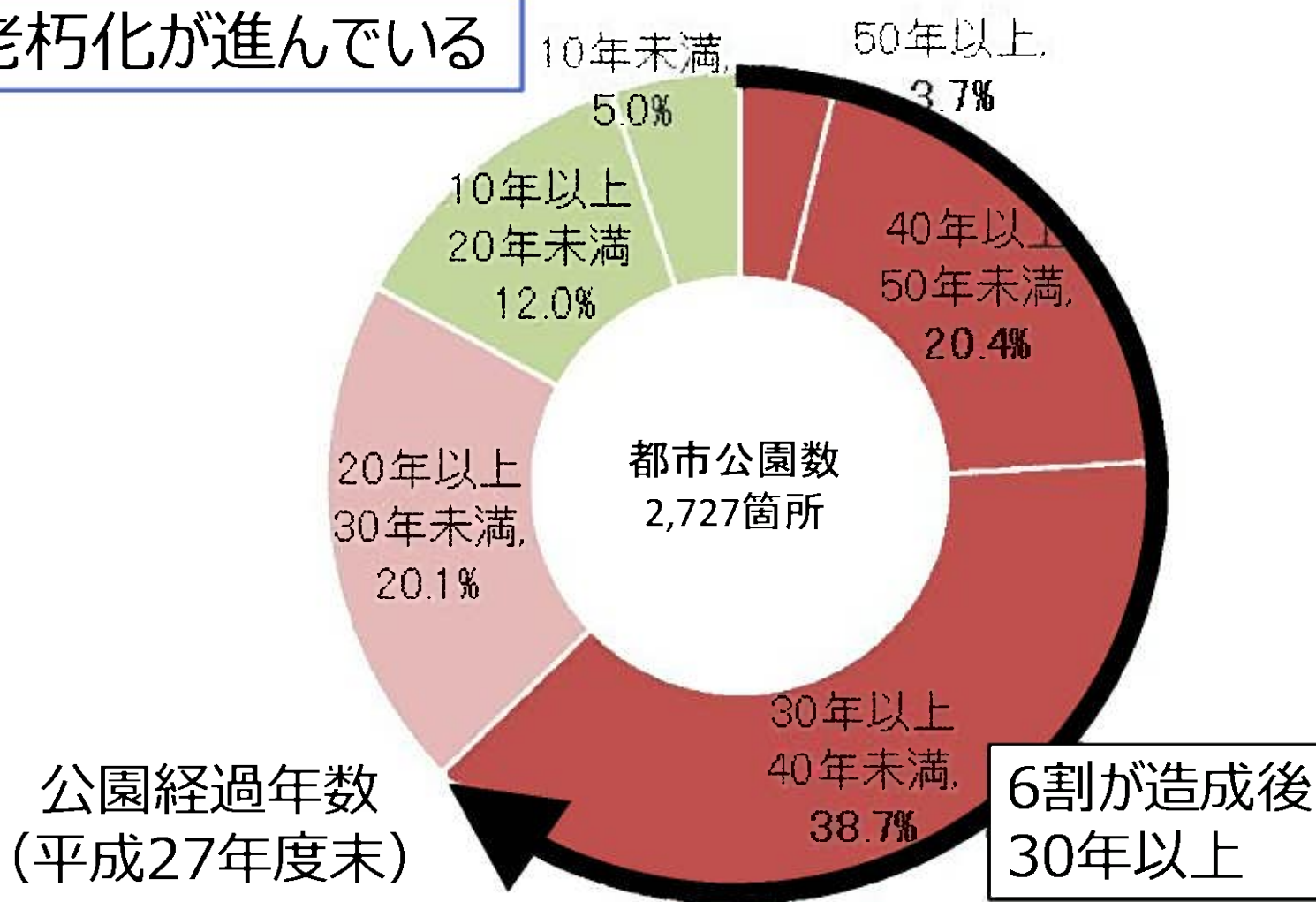
【小規模な開発行為によって、狭小公園が造成】



(3) 課題 P7

②施設の老朽化

公園の老朽化が進んでいる

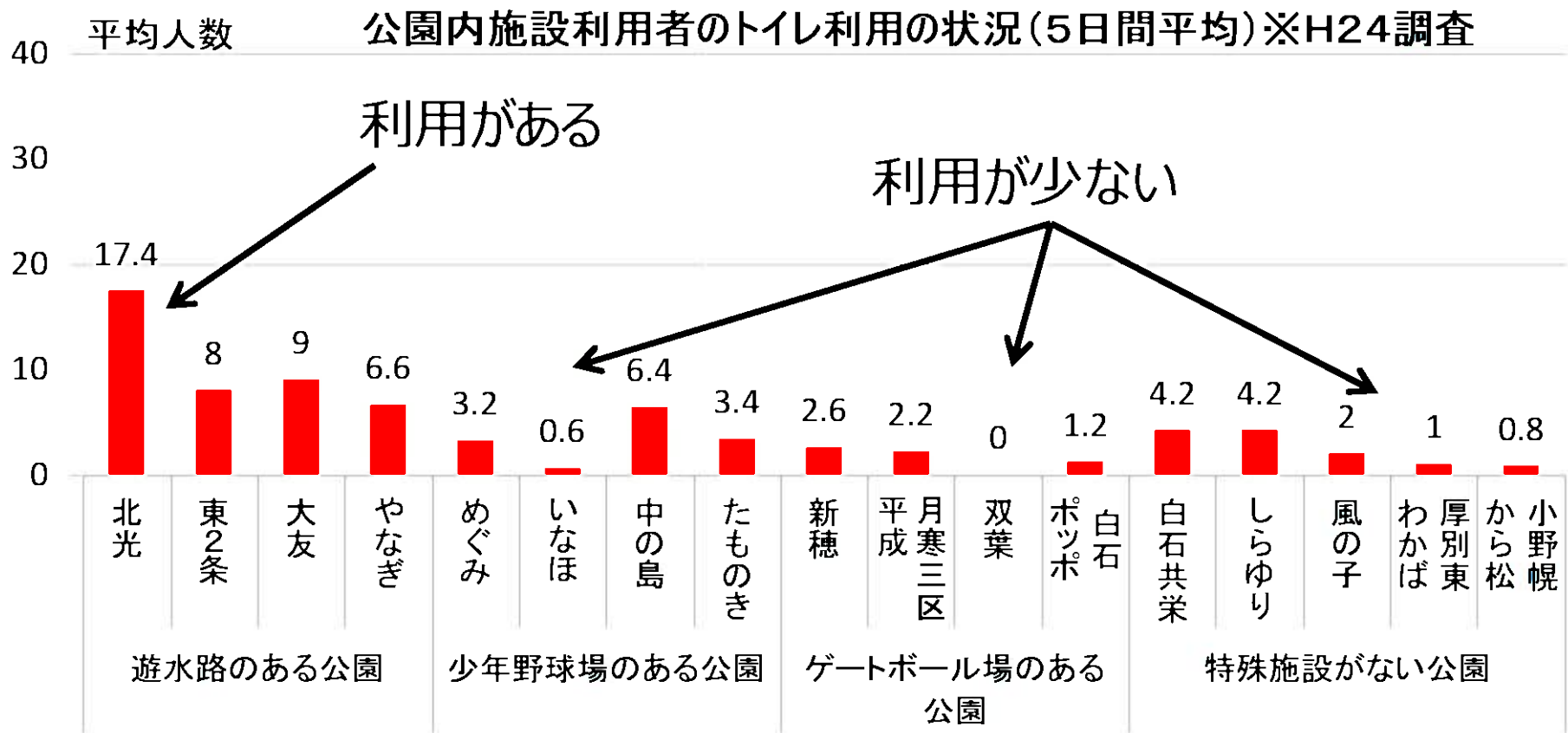


(3) 課題 P7

③ニーズの変化と機能重複

ニーズとのずれ等により、利用の少ない施設が増加

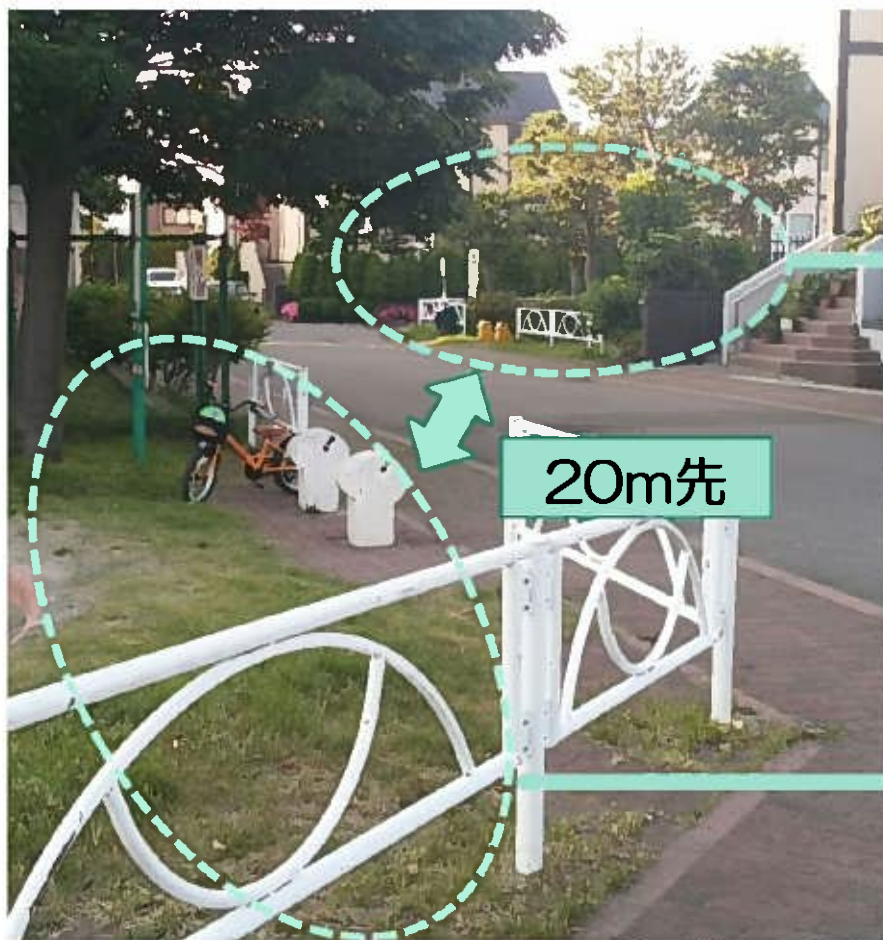
例)公園トイレ



(3) 課題 P7

③ニーズの変化と機能重複

近接する公園で機能重複



厚別東まめ公園 (253m²)



厚別東キツキ公園 (168 m²)

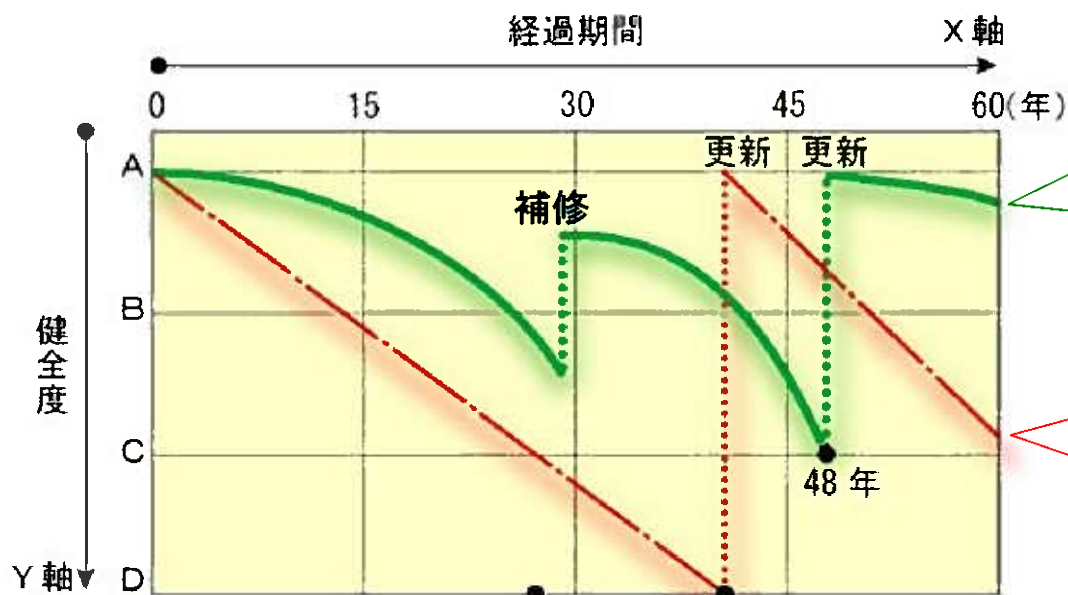
(4) 全国の動向 P8

■ 公園施設長寿命化計画

国土交通省では、公園施設長寿命化計画の策定や、計画に基づく施設の更新を支援

○ 主な目的

- ・ 管理手法による長寿命化
- ・ 効率的な、補修・更新の実施計画



予防保全型管理
・ 補修により、更新期限を延長（長寿命化）

事後保全型管理
・ 安全、機能が確保できなくなった時点で更新

(4) 全国の動向 P8

■「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（平成28年5月）」

※「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」（国土交通省設置）最終とりまとめ

これまで
公園等の量の確保を重視

政策は
移行すべき

これから
公園等の多機能性を
都市の特徴に応じて発揮



このため...
その一例として、平成26
年度に審議した本市の
「機能分担」が掲載



の統合による...
つきながら行...
的に推進すること...
である。
によって異なるた...
の確保を更に進め

(4) 全国の動向 P8

■「新たなステージに向けた緑とオー
について（平成28年5月）」

(3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化

緑とオープンスペースの中核をなす都市公園は、都市の防災、都市景観の形成、都市環境の改善、生物多様性の確保、子ども確保等の多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。このその多様な機能を発揮して都市機能の維持・向上に寄与するべりに廃止すべきではないが、一方、今後は人口減少等により利用、その設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生するこ

また、公園施設の老朽化が進み、施設の効率的・効果的な維持一層重要性を増す中、単に施設を撤去するのではなく、都市見て、より都市公園の魅力、機能を向上させるような再編を行を活性化し、それによって都市を活性化させるという視点が重

例えば、北九州市では、小規模公園の廃止・集約による地域った公園の設置や、分散しているスポーツ施設の中心市街地へ化などにより、施設の利便性向上とコンパクトシティ化の実現を進めている^{※29}。

また、札幌市や武蔵野市では、一定エリア内の複数の公園で機能を分担・特化させることで、施設の重複排除と様々なニーズへの対応を実現し、効率的・効果的に地域の魅力向上を図っている^{※30}。

【公園の機能分担の考え方】 ※P23を抜粋

●狭小で機能が重複。利用率の低トが発生。
●地域ニーズにあわせて公園機能を分担。

地域との協議

新たな利用

【現状】 【機能分担】

【公園の機能分担を検討する対象】

- 同一誘致圏(250m)内に狭小の街区公園がある場合、機能分担を図る

面積が大きい公園 (1,000㎡以上) を核となる公園とし、遊具等のレクリエーション機能主体とする

狭小公園 (1,000㎡未満) は遊具等を撤去し、公園機能を絞った整備とする

●核となりうる公園がない場合、各々の公園で機能分担する

『札幌市公園施設長寿命化計画』の策定に向けた公園施設の基本的な考え方について

※P22を抜粋

第1章 はじめに

1 公園の効果

2 現状の整理

3 方針策定の目的

4 方針の位置付け

①「みどりの基本計画」
の“公園整備”に
関する内容の具体化

②公園整備の考え方の
総合的な整理

①「みどりの基本計画」の“公園整備”に関する
内容の具体化

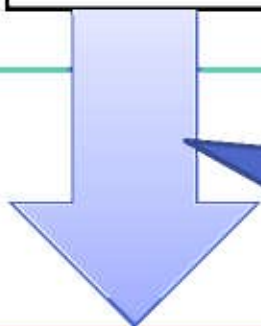
■ **みどりの基本計画**（平成23年3月改定）

<柱1> 市民などとの協働の推進

<柱2> 街中のみどりの創出とネットワークづくり

<柱3> 街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり

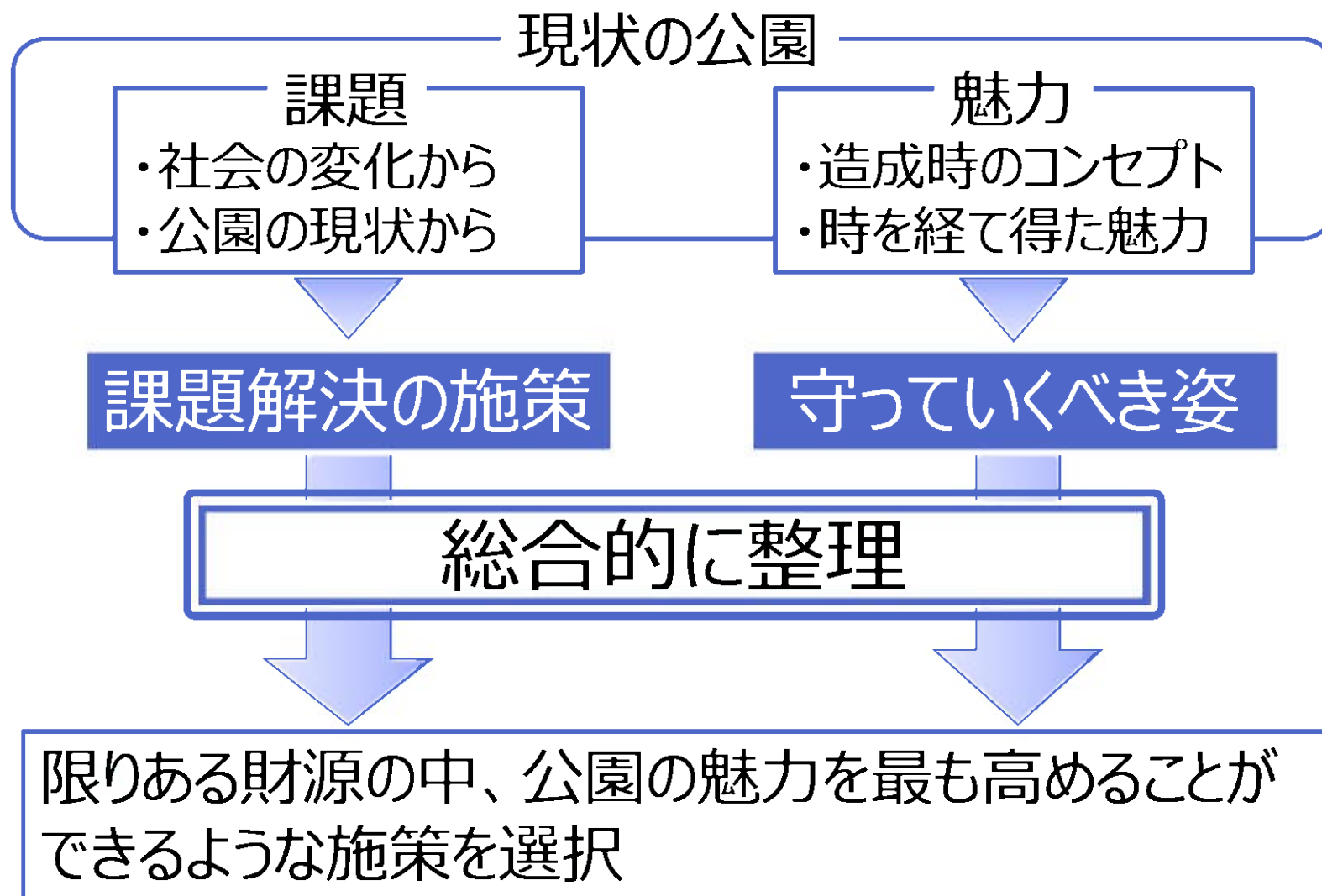
<柱4> **公園の魅力の向上**



公園整備に関する
内容を具体化

■ **札幌市公園整備方針**

②公園整備の考え方の総合的な整理



第1章 はじめに

- 1 公園の効果
- 2 現状の整理
- 3 方針策定の目的

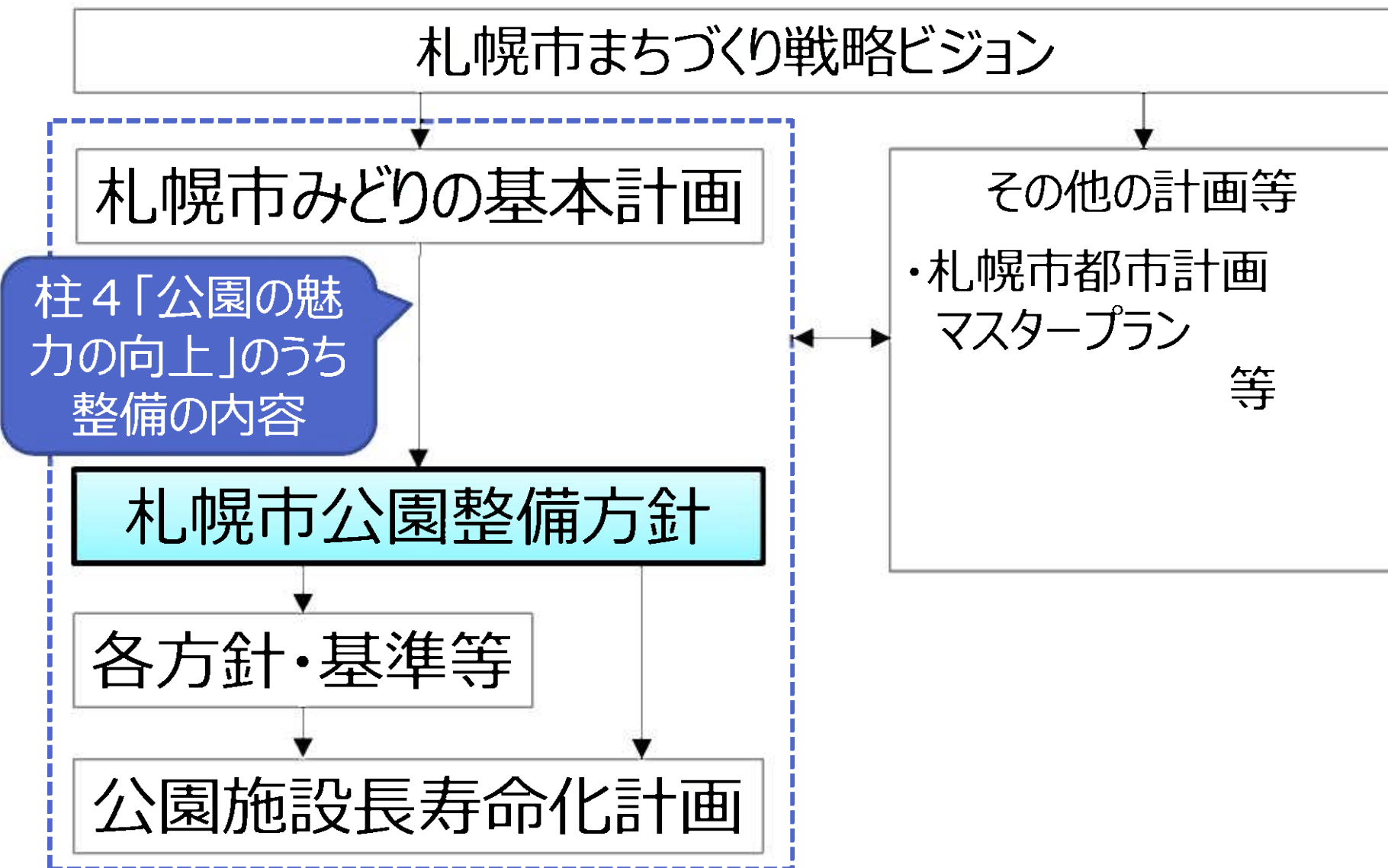
4 方針の位置付け

(1)位置付け

(2)対象

(3)方針の見直し時期

(1) 位置付け P10



(2) 対象 P10

○札幌市が設置する都市公園

- ・滝野すすらん丘陵公園(国)、
真駒内公園(北海道)は除く

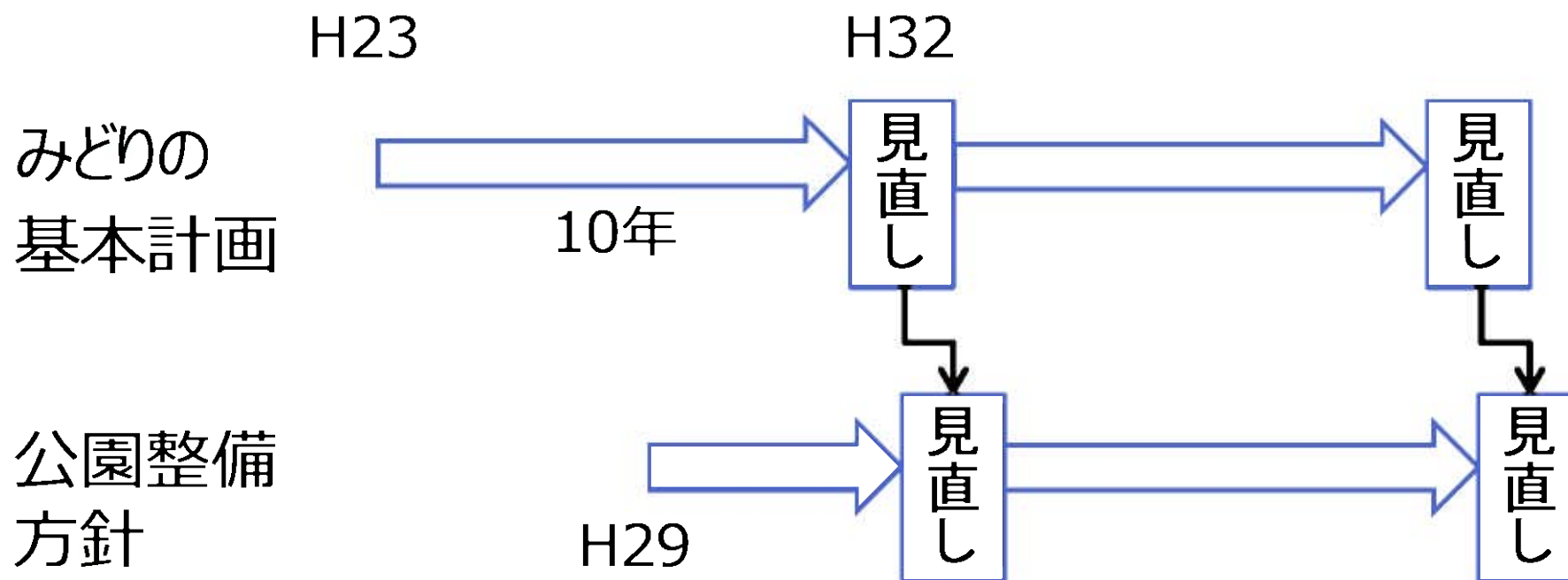
○設置許可の施設等は除く

- ・中島公園:札幌コンサートホールkitara
- ・豊平公園:温水プール

等

(3) 方針の見直し P11

○「札幌市みどりの基本計画」の改定等にあわせて、必要に応じて見直しを行う。



第2章 基本的な考え

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

1 『配置』から 見る将来像	2 『種類』から 見る将来像	3 『施設』から 見る将来像
-------------------	-------------------	-------------------

第4章 将来像の実現に向けた施策

1 『配置』に 関する施策	2 『種類』に 関する施策	3 『施設』に 関する施策
------------------	------------------	------------------

4 公園機能のさらなる充実へ

第5章 運用にあたって

2つの基本的な考え方

1 量から質への転換

2 選択と集中

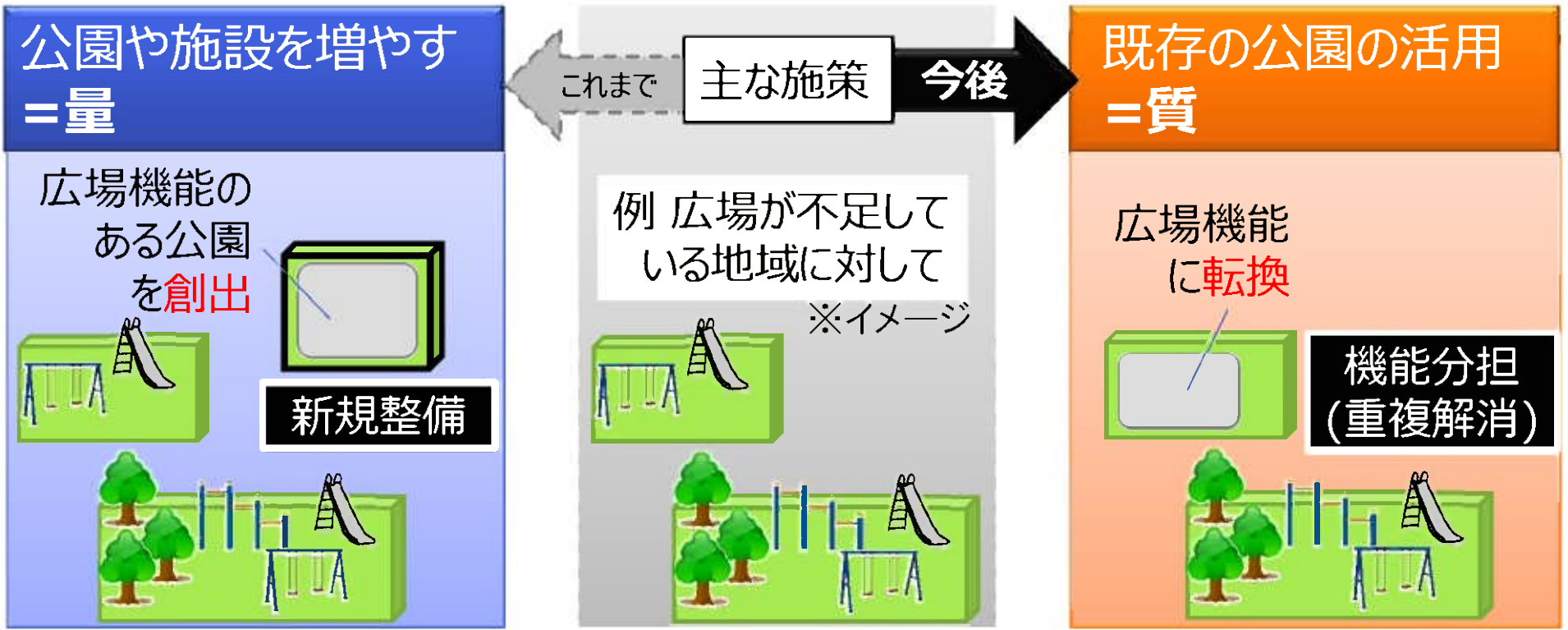
限りある財源の中、市民の最大の満足を得る

①量から質への転換

新たに公園や施設を「増やす」 (= 量)



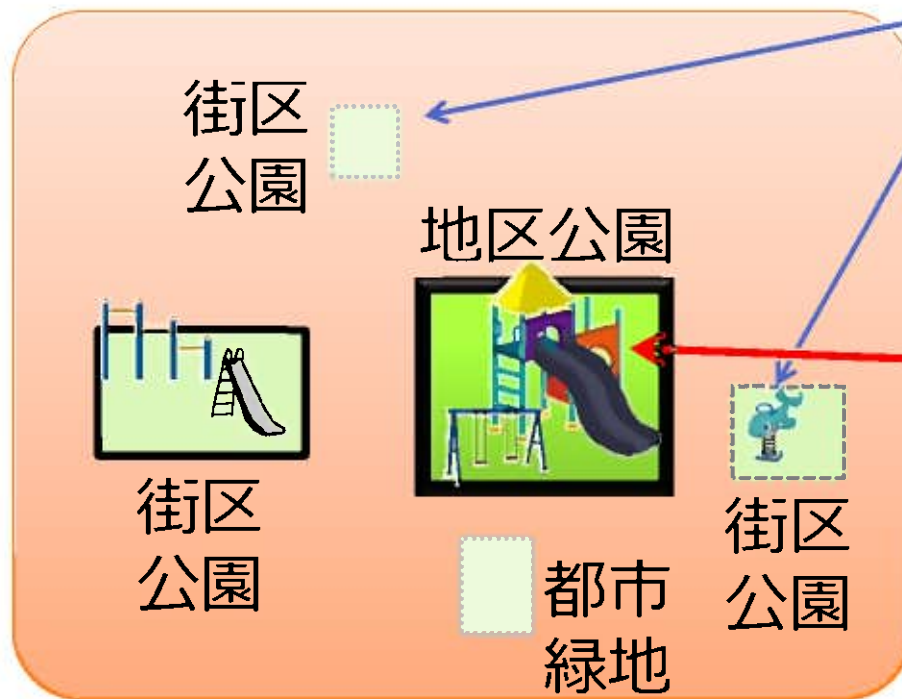
既存の公園や施設の「活用」 (= 質)



②選択と集中

必要性の高いところ等を「選択」し、そこに施設等を「集中」することで、メリハリの効いた事業を実施

例) 公園施設



状況に応じて、
・施設に頼りすぎない整備
・施設を削減

積極的に魅力向上
・施設を充実

※イメージ

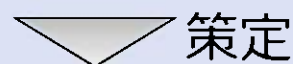
「第1章 はじめに」 「第2章 基本的な考え」

■まとめ

第1章 はじめに

公園の現状・課題

- 公園数は多いが偏りあり
- 大量の施設の老朽化
- ニーズのずれと機能重複



策定

公園整備方針

【目的】

- みどりの基本計画の具体化
- 公園整備の考えの総合的な整理

第2章 基本的な考え

【基本的な考え】

- 量から質への転換
- 選択と集中

ご審議よろしくお願い致します

第3・4章-1 公園の『配置』の方針

第3章-1 将来像

第4章-1 施策

- (1) 新規整備
- (2) 拡張
- (3) 統合

※一部 平成27年度審議済

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

1 『配置』から 見る将来像	2 『種類』から 見る将来像	3 『施設』から 見る将来像
-------------------	-------------------	-------------------

第4章 将来像の実現に向けた施策

1 『配置』に 関する施策	2 『種類』に 関する施策	3 『施設』に 関する施策
------------------	------------------	------------------

4 公園機能のさらなる充実へ

第5章 運用にあたって

■公園の『配置』とは

公園の数や規模、位置等に係る内容

整備内容

新規整備	新しく公園をつくる
拡張	既設公園を広げる
統合	複数の既設公園を合わせて、 大きな公園をつくる
廃止	既設公園を無くす

第3・4章-1 公園の『配置』の方針

第3章-1 将来像



第4章-1 施策

- (1) 新規整備
- (2) 拡張
- (3) 統合

■現状・課題 P15

○総量として充実

- ・公園数は政令指定都市第1位
- ・条例に定める1人あたりの都市公園面積は、ほぼ達成

○中央区等では、身近な公園が不足

- ・人口が増えている既成市街地では公園不足が深刻

○狭小の公園が密集している地域も

- ・小規模な住宅開発が多かった地域で多く見られる

■ 将来像 P15

将来像①

既成市街地等においても、身近な公園の機能が確保されている。

※平成27年度 緑の審議会審議内容



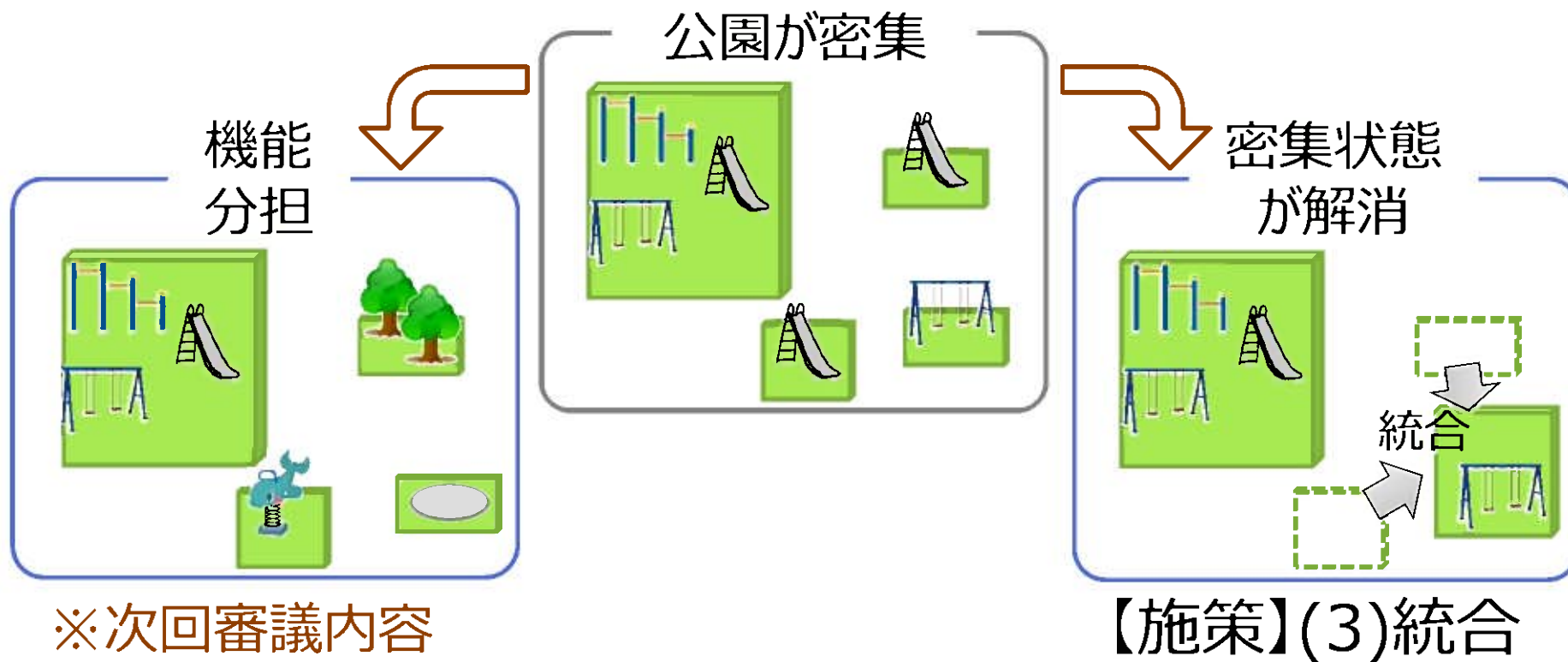
【配置に関する施策】

- (1)新規整備
- (2)拡張

■ 将来像 P15

将来像②

公園が密集している地域では、近接した公園で機能が分担されているか、密集している状態が解消されている。



第3・4章-1 公園の『配置』の方針

第3章-1 将来像



第4章-1 施策

(1) 新規整備

(2) 拡張

(3) 統合

※一部 平成27年度審議済

(1) 新規整備 P25

① 街区公園以外の公園は、基本的に新規整備を行わない。

▶ 公園総量は充分

↳ 既設公園の活用が基本

▶ 街区公園以外は、面積が大きい

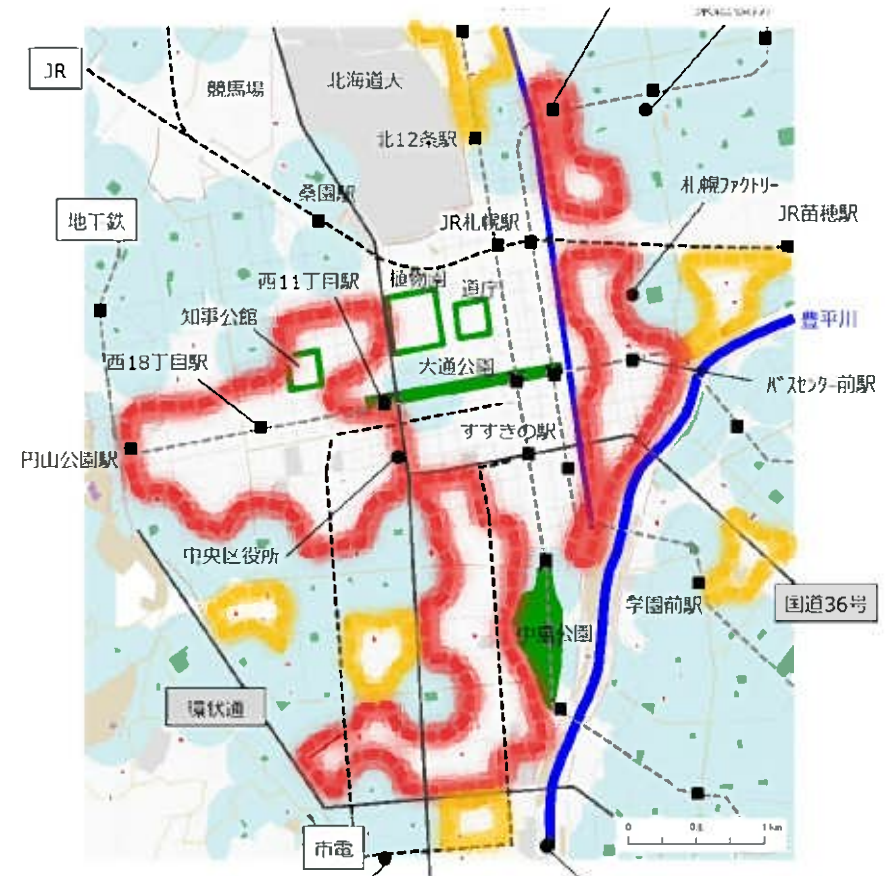
↳ 用地費・整備費に加え、
維持管理費の負担が大きい

(1) 新規整備 P25

②街区公園の新規整備は、人口が増加し、公園が少ない地域など、必要性が高い地域に限って実施

※平成27年度 緑の審議会審議内容

新規整備 推進地域	<ul style="list-style-type: none"> ・新規整備 ・狭小公園の拡張
狭小公園 活用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・狭小公園の拡張 ・新規整備は、状況に応じて検討
新規公園 検討対象外	基本的に、新たな公園の整備を検討しない



(1) 新規整備 P25

③街区公園の新規整備では、地域に必要な機能を一通り確保できる面積として概ね $1,000\text{m}^2$ 以上を確保し、また標準面積 $2,500\text{m}^2$ 程度の確保を目指す。

※平成27年度 緑の審議会審議内容



曙やまなみ公園
(手稲区・街区・ $1,007\text{m}^2$)

(1) 新規整備 P25

- 札幌市全体の施策に関連する場合等は、地域に依らず、新規整備の実施を検討
例)再開発等、まちづくりに関する事業
- 開発行為に伴う新規整備は、地域に依らず、実施(都市計画法)
- 地域に大型の公園が不足して必要性が高い場合、標準面積 $2,500\text{m}^2$ 以上の面積を検討



なかよし公園 (中央区・ $5,130\text{m}^2$)

第3・4章-1 公園の『配置』の方針

第3章-1 将来像



第4章-1 施策

- (1) 新規整備
- (2) 拡張**
- (3) 統合

(2) 拡張 P26

① 基本的に、新規整備の考え方に準じる

人口が増加し、公園が少ない地域など、必要性が高い地域に限って実施

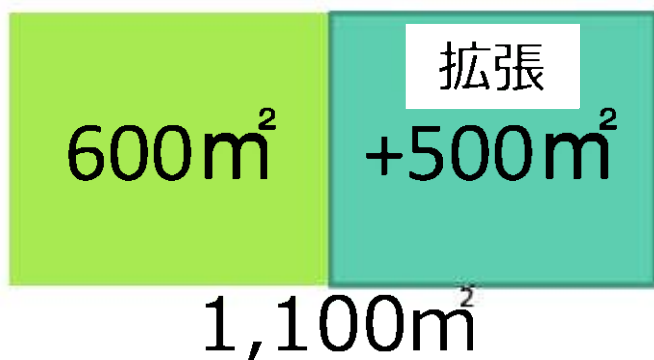
<p>新規整備 推進地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規整備 ・狭小公園の拡張
<p>狭小公園 活用地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狭小公園の拡張 ・新規整備は、状況に応じて検討
<p>新規公園 検討対象外</p>	<p>基本的に、新たな公園の整備を検討しない</p>



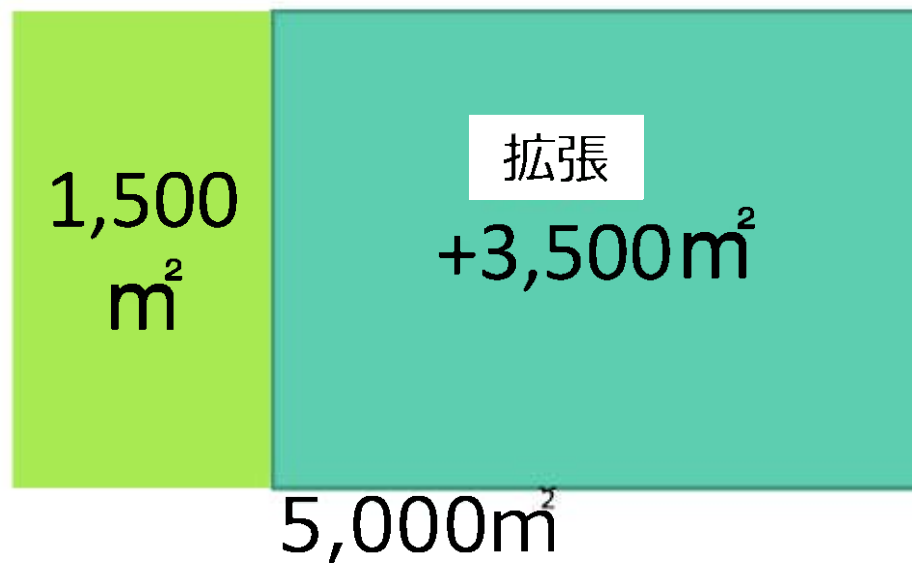
○札幌市全体の施策に関連する場合等は、地域に依らず、拡張の実施を検討(再開発等、まちづくりに関する事業等)

(2) 拡張 P26

② 拡張の対象は基本的に1,000m²未満の街区公園



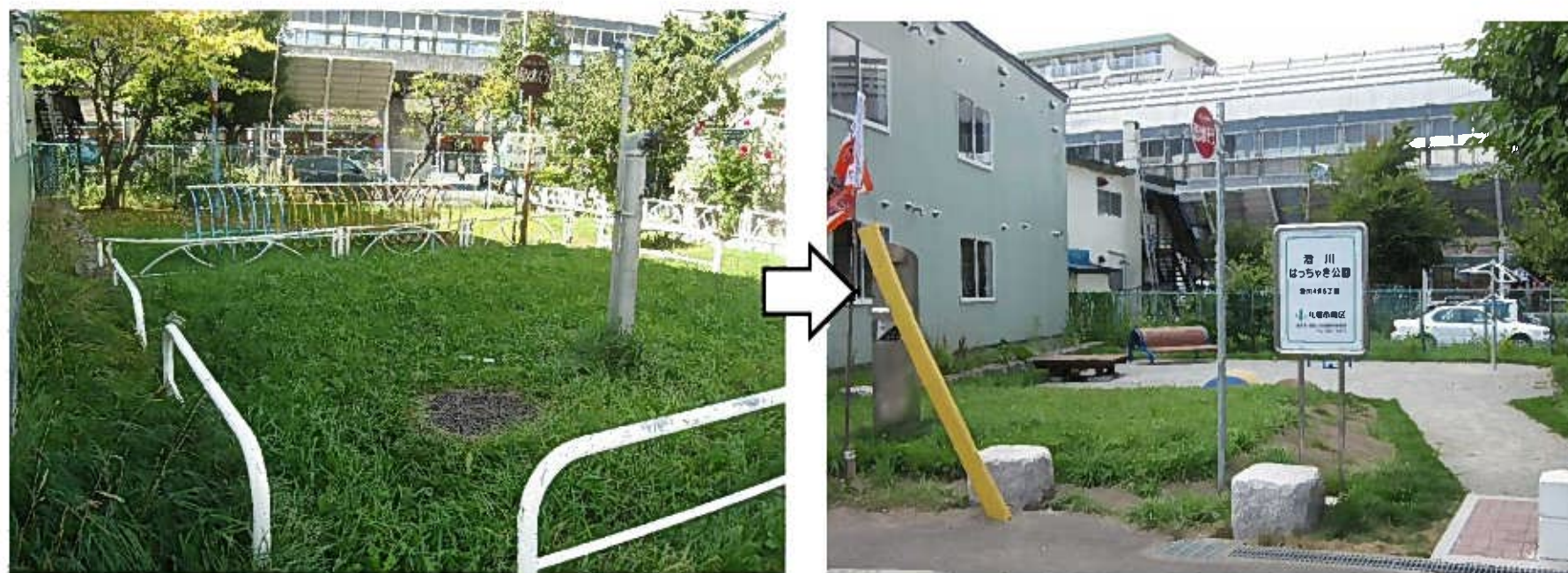
○地域に大型の公園が不足して必要性が高い場合、標準面積2,500m²以上の面積への拡張を検討



(2) 拡張 P26

○既設公園の課題の改善が必要な場合、地域や面積に依らず、拡張の実施を検討

例) 公園の角にある防火水槽用地を、公園用地へ拡張して、一体化



第3・4章-1 公園の『配置』の方針

第3章-1 将来像



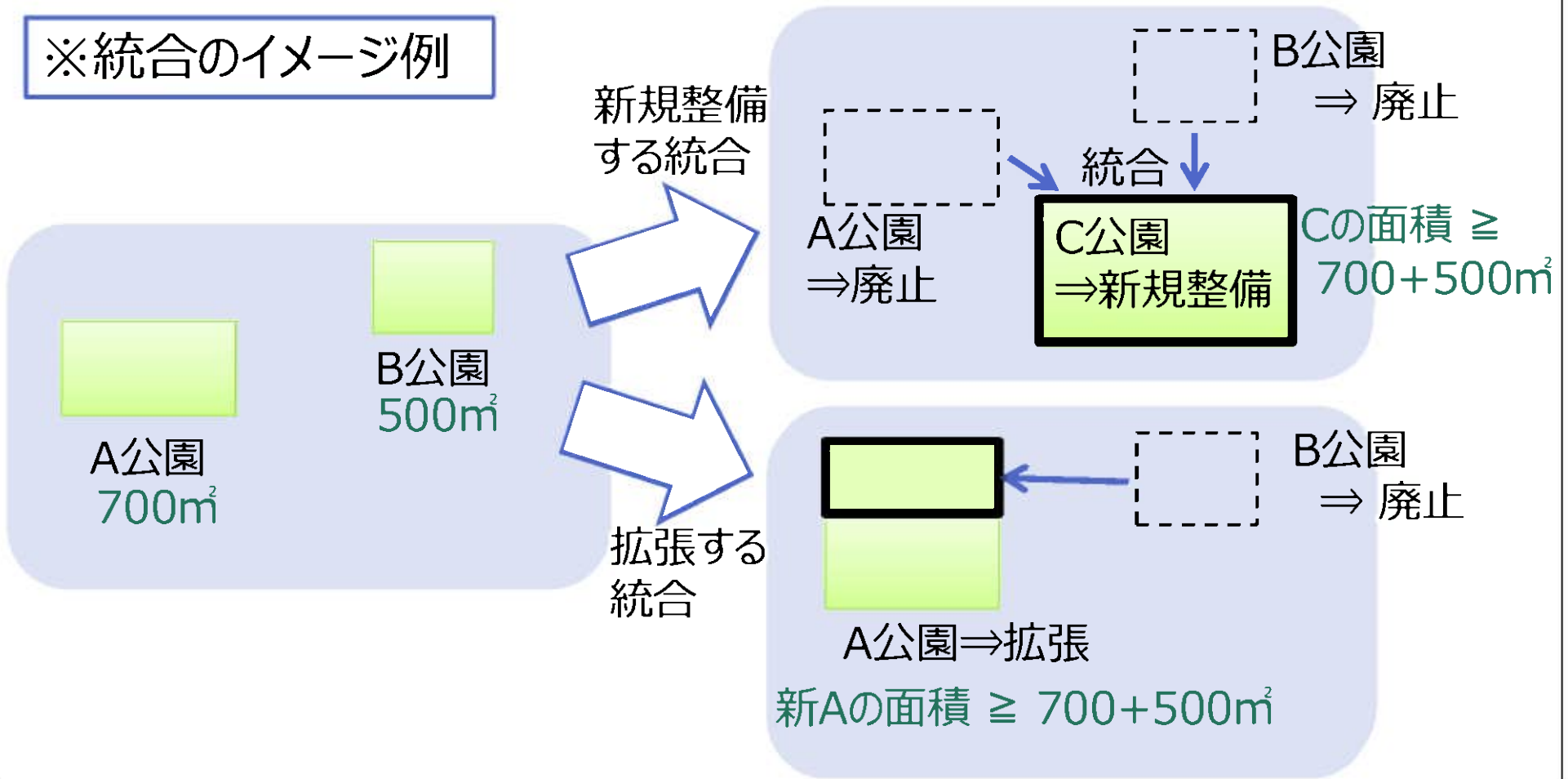
第4章-1 施策

- (1) 新規整備
- (2) 拡張
- (3) 統合**

(3) 統合 P27

統合: 複数の公園を合わせて、1つの公園に
↳ 公園の「廃止」を伴う「新規整備」・「拡張」

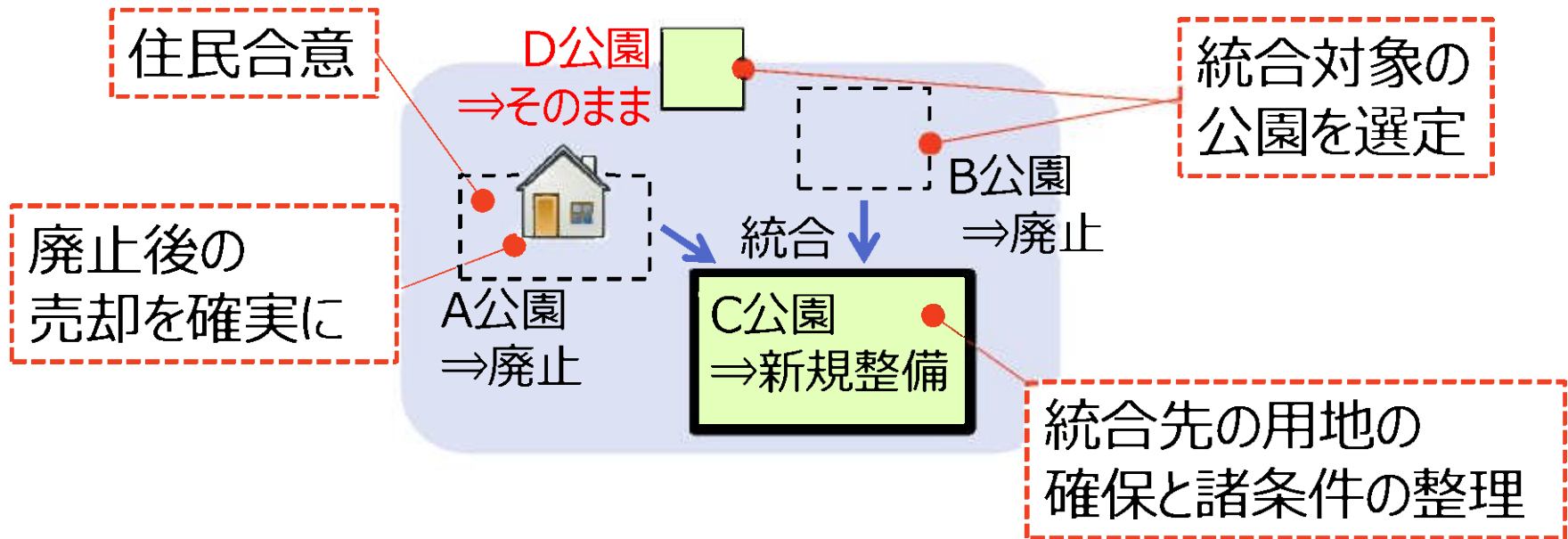
※統合のイメージ例



(3) 統合 P27

統合: 複数の公園を合わせて、1つの公園に

- 効果
 - ・維持管理の集約
 - ・広場等、面積を要する施設を設置可能に
- 懸案 統合するまでのハードルがあり、投資を要する。



(3) 統合 P27

統合の検討は、その効果が充分に見込める場合に限定するよう、留意する。

○効果が充分に見込める場合

- ・再開発等、面的なまちづくりの事業
- ・広い公園が不足している地域で、地域が主体的な取組をしており、まちづくりに寄与する効果が高い場合 等

○機能分担(※次回審議)など、現況の公園のままでも、統合に近い効果を引き出すことができるケースもある。



公園密集地域では、当面、「統合」よりも「機能分担」を中心に実施

■ 廃止（公園の単純な廃止）について

都市公園法 第十六条

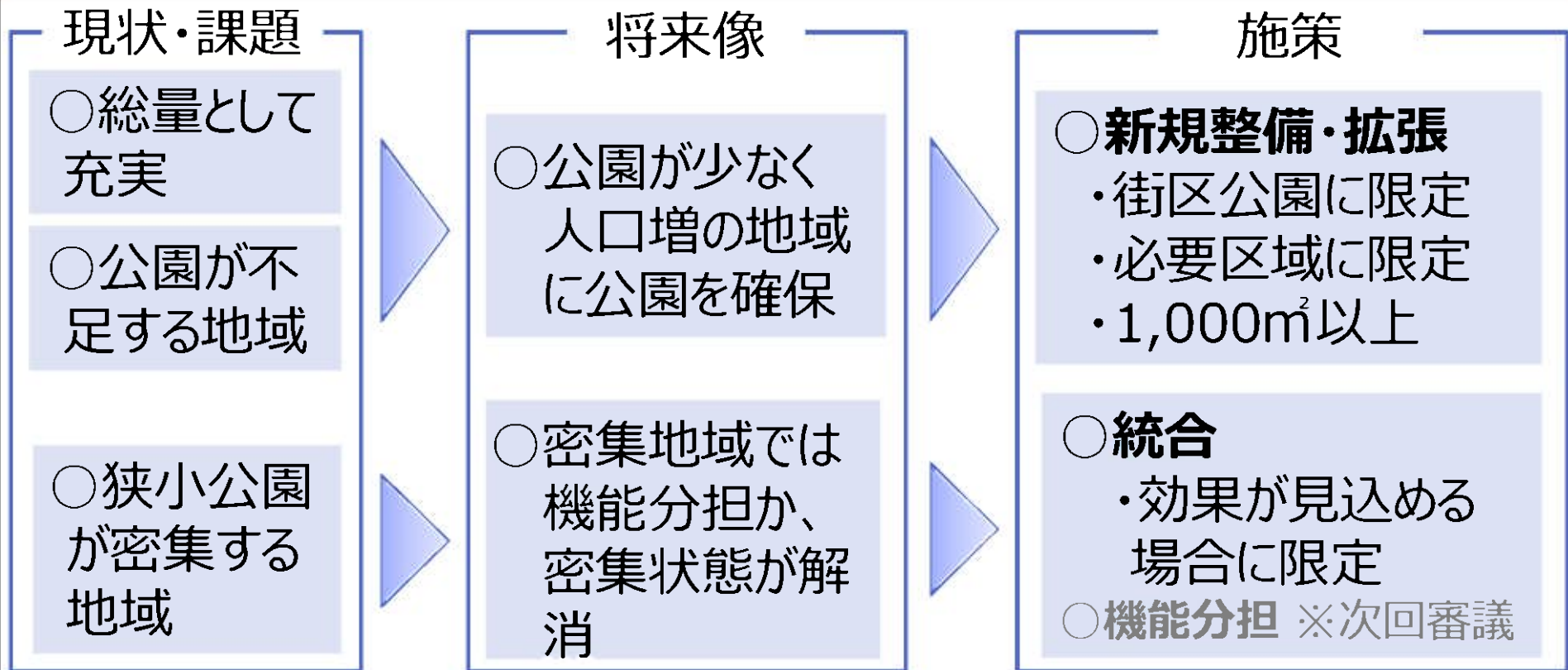
公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合
その他公益上特別の必要がある場合
（＝都市計画道路が重複するケース等）
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
※代替や統合のケース
- 三（省略）※借地公園のケース

公園の廃止（単純な廃止）は、検討しない

第3・4章-1 公園の『配置』の方針

■まとめ



第3・4章-1 公園の『配置』の方針

■まとめ

施策の基本的な情報（別途検討する場合等は除く）

	街区公園		その他の種類の公園
	公園が不足しており、必要性の高い地域	左の地域以外	
新規整備	○	×	×
拡張	○	×	×
統合	△（効果が高い場合）		×
廃止	×	×	×

ご審議よろしくお願い致します

第3・4章-3 公園の『施設』の方針

第3章-3 将来像

第4章-3 施策

- (1) 公園施設長寿命化
- (2) 公園施設の見直し
- (3) 樹木整備
- (4) バリアフリー化

※一部 平成26年度審議済

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 『配置』から
見る将来像 | 2 『種類』から
見る将来像 | 3 『施設』から
見る将来像 |
|-------------------|-------------------|-------------------|

第4章 将来像の実現に向けた施策

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 1 『配置』に
関する施策 | 2 『種類』に
関する施策 | 3 『施設』に
関する施策 |
| 4 公園機能のさらなる充実へ | | |

第5章 運用にあたって

■公園の『施設』とは

遊具、休憩所、外柵、便所、園路、築山、樹木等、公園に設置されているもの



滑台（幼児向け）



園路（アスファルト）



あずまや



築山と滑台

第3・4章-3 公園の『施設』の方針

第3章-3 将来像



第4章-3 施策

- (1) 公園施設長寿命化計画の活用
- (2) 公園施設の見直し
- (3) 樹木整備
- (4) バリアフリー化

■現状・課題 P23

○公園施設は、樹木を除いて約10万基と多い。

○老朽施設の補修や更新に係る負担が増大し、十分な対応が行えず、安全の確保が難しくなり始めている。

○使用頻度が低下している施設

○バリアフリーや、遊具の新しい安全規準などへの対応

■ 将来像 P23

将来像①

限られた予算の中、公園施設の補修や更新が計画的に行われ、施設の安全が確保されている。

施設の安全の確保



計画的な更新、補修の実施



【施策】(1)
公園施設長寿
命化計画の活用

【施策】(2)
公園施設の見直し

■ 将来像 P23

将来像②

施設が、公園の規模や利用量等から見て、適切な量で、コストダウンにも配慮されている。



【施策】

- (2)公園施設の見直し
- (3)樹木整備

■ 将来像 P23

将来像③

バリアフリーに対応するとともに、各種施設の新しい安全規準等に適合している。



【施策】

(4) バリアフリー化

遊具の安全規準

重大事故を予防するための規準



例) 頭部・胴体の
挟み込み防止
⇒ 間隔を230
mm以上にする

第3・4章-3 公園の『施設』の方針

第3章-3 将来像



第4章-3 施策

→ (1) 公園施設長寿命化計画の活用

- (2) 公園施設の見直し
- (3) 樹木整備
- (4) バリアフリー化

※平成26年度審議済

(1) 公園施設長寿命化計画の活用 P39

機能分担や施設の見直しの考え等を、長寿命化計画に反映させて、施設の補修や更新を進める。

※平成26年度 緑の審議会審議内容

		H29	H30	...	H40	...
A公園 (街区公園： 核となる公園)	橋	大規模修繕			更新	
	外柵		更新			
	トイレ				廃止	
B公園 (街区公園： 機能を絞る 狭小公園)	滑台		廃止			
	鉄棒		廃止			
	ベンチ	更新				

機能を絞る公園は基本的に遊具を撤去

街区公園トイレは廃止を前提に検討

第3・4章-3 公園の『施設』の方針

第3章-3 将来像



第4章-3 施策

(1) 公園施設長寿命化計画の活用

→ **(2) 公園施設の見直し**

(3) 樹木整備

(4) バリアフリー化

※一部 平成26年度審議済

(2) 公園施設の見直し P40

①公園の規模や利用量などから、費用対効果に見合う施設か検討し、施設配置等を見直しを進める。

※平成26年度 緑の審議会審議内容

○公園施設ごと、必要に応じて、個別に整備・廃止等の基準を設ける。

例)平成26年度検討事項

- ・有料テニスコートは総数削減
- ・街区公園トイレは廃止を前提に検討

○様々な視点で見直しを進める

- 例)
- ・低コストで耐用年数の長い施設を採用する
 - ・施設に頼らない整備を進める

(2) 公園施設の見直し P40

②狭小な公園の中でも特に利用の少ない公園等では、積極的に施設の撤去を進めていく。

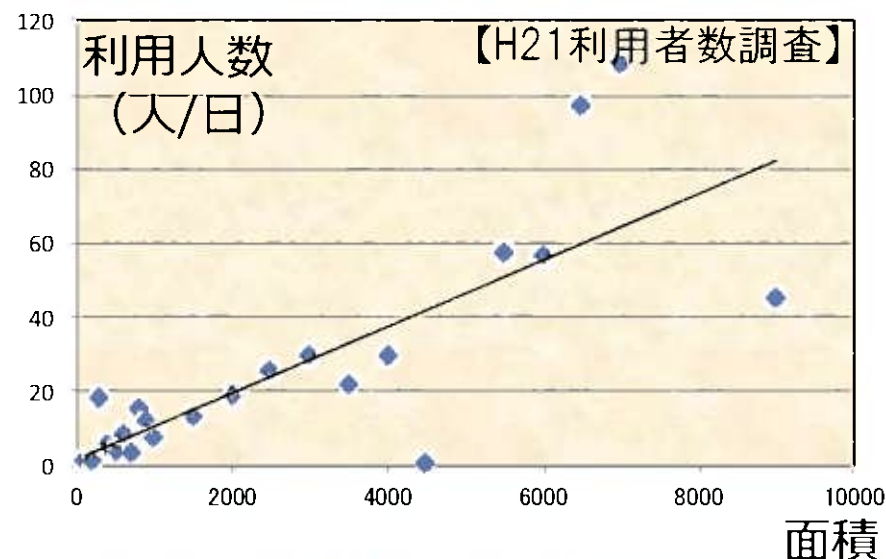
公園面積が小さければ、
利用は少ない



機能を絞る公園等の狭小公園は、費用対効果から判断して、公園施設を最低限に



広場等、施設に頼らない機能に転換



第3・4章-3 公園の『施設』の方針

第3章-3 将来像



第4章-3 施策

- (1) 公園施設長寿命化計画の活用
- (2) 公園施設の見直し
- (3) 樹木整備**
- (4) バリアフリー化

(3) 樹木整備 P41

都市景観を向上させ、環境保全に資するため、公園内に樹木を一定程度確保することを基本とする



烈々布公園（東区・3,136㎡）

第3・4章-3 公園の『施設』の方針

第3章-3 将来像



第4章-3 施策

- (1) 公園施設長寿命化計画の活用
- (2) 公園施設の見直し
- (3) 樹木整備

(4) バリアフリー化

(4) バリアフリー化 P41

園路や便所等の施設は、長寿命化計画にもとづき、更新の機会でバリアフリー化を進める



園路



便所



駐車場



水飲場

○その他、公園の利用量等を加味して計画を進める。
例) 地下鉄・JR駅周辺等の大規模公園は、道路と連携してバリアフリー化を進める。

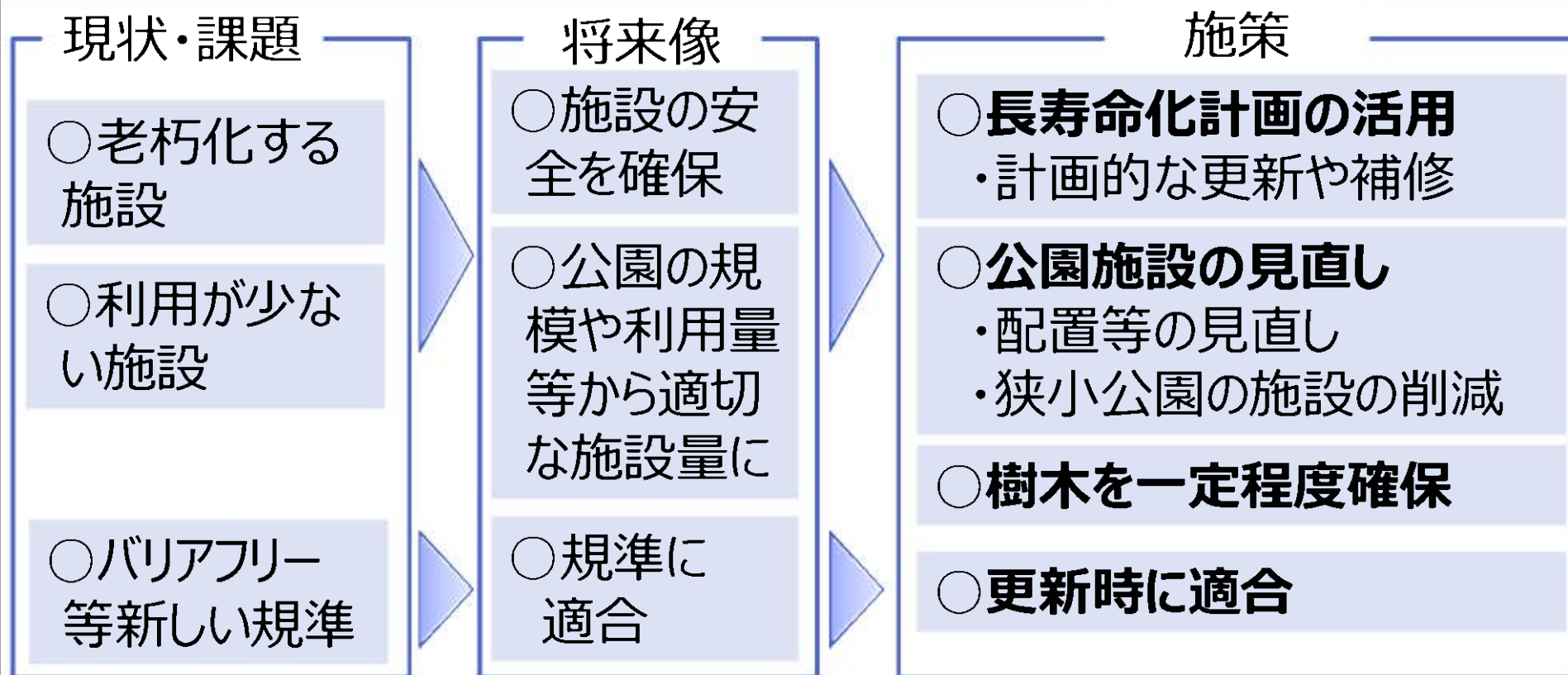


駅～道路～円山公園入口のバリアフリー化

バリアフリー化が必要な施設：出入口、園路、休憩所、駐車場、便所、水飲場、管理事務所 等

第3・4章-3 公園の『施設』の方針

■まとめ



ご審議よろしくお願い致します

次回の審議会

①第73回 (本日)

- ・はじめに
- ・基本的な考え
- ・公園の配置
- ・公園の施設



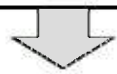
②第74回 (12月14日)

- ・公園の種類



③第75回 (1月予定)

- ・残りの項目



④第76回 (2月予定)

- ・方針素案

第1章 はじめに

第2章 基本的な考え

第3章 公園の将来像

1 『配置』
から見る
将来像

2 『種類』
から見る
将来像

3 『施設』
から見る
将来像

第4章 将来像の実現に向けた施策

1 『配置』
に関する
施策

2 『種類』
に関する
施策

3 『施設』
に関する
施策

4 公園機能のさらなる充実へ

第5章 運用にあたって

■これまでの審議内容と今回の審議内容

平成26年度審議

施設の見直しの考え等を長寿命化計画に反映
利用量などから、施設配置等の見直しを進める

- 公園の機能分担
- 有料テニスコートは総数削減
- 街区公園トイレは廃止を前提に検討

平成27年度審議

街区公園の新規整備は、必要性が高い地域に限って実施

概ね1,000m以上を確保

施設に関する方針

各施設で整備基準等を検討
狭小公園でも特に利用の少ない公園等では積極的に施設の撤去を進める
公園内に樹木を一定程度確保する
園路等の施設は、長寿命化計画に基づき、更新時にバリアフリー化を進める

さらなる充実へ

景観上、公園からの眺望にも配慮
冬季間は、外利用を基本とする

配置に関する方針

街区公園以外は新規整備を行わない
拡張は、新規整備の考え方に準ずる
統合は効果が十分な場合に限定し、機能分担も活用する

種類に関する方針

街区公園から「核となる公園」と「機能特化公園」を選択して、機能分担・メリハリを図る
総合・運動公園は現在のコンセプトを維持
大きい公園は、小さい公園の機能を補完
都市緑地は柔軟に機能を付加する

新しい
アイデアを
盛り入れる

より詳細な
実行計画

公園整備に関する様々な考え方を実行していくために総合的に整理

平成28年度審議 「札幌市公園整備方針」(案)の策定について